

第三期 日吉津村
子ども・子育て支援事業計画

令和7年4月

日吉津村

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
第2章 日吉津村の子ども・子育てを取巻く現状と課題	4
1 日吉津村の概況	4
2 教育・保育施設の状況	7
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	10
4 ニーズ調査結果から見る子育て家庭の意識と状況	15
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	19
2 基本的視点	20
視点1 子どもの視点を尊重します	20
視点2 すべての子どもと子育て家庭を支援します	20
視点3 地域全体で子育てを支援します	20
3 基本目標	21
目標1 地域における子育て支援の充実	21
目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	21
目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進	21
目標4 仕事と家庭の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	22
目標5 安全・安心できる環境づくり	22
目標6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応	22
4 施策の体系	23

第4章 次世代育成支援施策の展開	24
目標1 地域における子育て支援の充実	24
1 地域における子育て支援サービスの充実	24
2 子育て支援のネットワークづくり	25
3 放課後児童対策の推進	26
目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	27
1 子どもや親の健康の確保	28
2 「食育」の推進	30
3 思春期保健対策の充実	32
4 小児医療の充実	32
目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進	33
1 次代の親の育成	33
2 学校の教育環境等の整備	33
3 家庭や地域の教育力の向上	34
4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	35
目標4 仕事と家庭との両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進	36
1 保育サービスの充実	36
2 仕事と家庭の両立支援	38
目標5 安全・安心できる環境づくり	39
1 子育てに配慮した施設等の整備	39
2 安全な遊び場の確保	39
3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	40
4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	40

目標 6	要保護児童等への迅速かつ適切な対応	4 2
1	ひとり親家庭等の自立支援の推進	4 2
2	障がい児施策の充実	4 3
3	要保護児童対策地域協議会の運用	4 4
4	子どもの貧困対策の推進	4 5
第 5 章	子ども・子育て支援事業計画	4 6
1	教育・保育提供区域の設定	4 6
2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策	4 6
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	4 9
4	幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	5 6
5	子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する 県が行う施策との連携	5 6
(1)	女性の社会進出、核家族化の進行	5 6
(2)	児童虐待防止対策の充実	5 7
(3)	ひとり親家庭等への自立支援の推進	5 7
(4)	障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の推進	5 7
(5)	子どもの貧困対策の推進	5 7
(6)	子どもの健全な発達のための良質な環境整備	5 8
第 6 章	計画の推進に向けて	5 9
1	庁内の推進体制	5 9
2	住民参画による計画の推進	5 9
3	計画の進行管理	5 9

1 計画策定の趣旨

2023年1月1日時点で、日本の人口は約1億2242万人で、前年度より約80万人の減少がみられ、14年連続の減少となりました。出生率も降下を続け、「子どもを産み、育てにくい社会」となり、世界で最も少子化の進んだ国の一つとなりました。出生率の低下には、非婚化・晩婚化などの結婚観の変化や、子育てにおける経済的不安など、理由は様々ですがこのままでは更なる出生率低下の進行が予想されています。

このような中、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、子育ての不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下、さらには女性の社会進出による低年齢児からの保育ニーズの増大など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化し、取り巻く環境は大きく変化し続けています。

国では、平成15年に「次世代育成支援推進対策法」、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を制定し、「子どもの最善の利益」(※1)が実現される社会を目指してきました。平成24年には、「子ども・子育て支援法」が制定され、この法に基づいて幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に本格スタートしました。認定こども園や幼稚園、保育所を通じた共通の給付(施設型給付)及び小規模保育等への給付(地域型給付)の創設や、幼保連携型認定こども園の認可・指導監督の一本化と学校及び児童福祉施設への法的な位置づけを定めた認定こども園制度の改善、利用者支援、地域子育て拠点、放課後児童クラブ、一時預かり等の地域子育て支援の充実など、すべての子どもたちが健やかに成長していくために、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援することとされました。

更に、令和4年には内閣府の外局として「こども家庭庁」が発足し、令和5年にはこどもの成長と権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進するため「こども基本法」が施行されました。

本村でも、平成18年1月に「日吉津村次世代育成支援行動計画(前期計画)」、平成22年3月に「日吉津村次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、「みんなので支え 育もう 次代を担うひえづの子」を基本理念とし、楽しくかつ喜びを感じながら子育てができるよう、地域全体で支援していくという観点から、子どもたちだけでなく、大人や地域全体も一緒に成長できるようなむらづくりを目指して、総合的な子育て支援を行ってきました。

こうした背景を踏まえながら、日吉津村の未来を担う子どもたちの健やかな育ちと、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実に、平成27年度に「第一期日吉津村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

その後、令和2年度には令和6年度までの5カ年計画として「第二期日吉津村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、中間見直しを実施してきました。令和8年度の設置に向けたこども家庭センターやこども誰でも通園制度(※2)等の新たな施策を踏まえ、こども大綱に掲げる理念を実現するため、令和7年度からの5カ年計画である「第三期日吉津村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

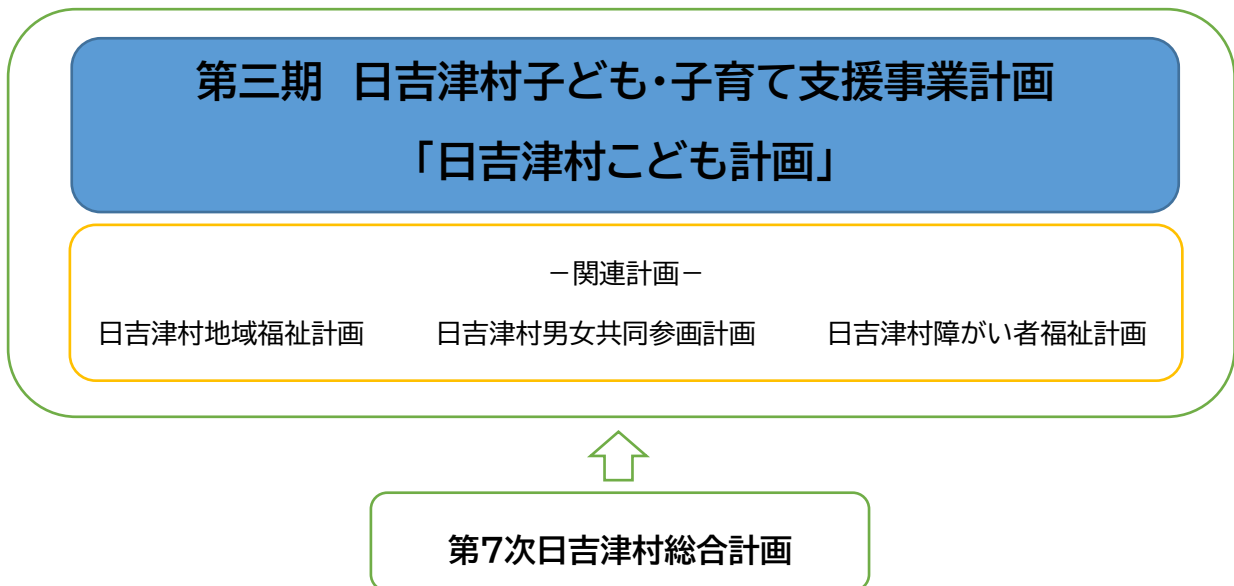
また、こども基本法第 10 条に基づき、本計画を市町村こども計画に位置付けることとします。

- (※1) 子どもの最善の利益とは、子どもたちの権利に関する条約が国際連合で採択された際の基本原則となった考え方で、「全ての子供は、大人たちから保護され、世話を受け、関心が向けられ、愛され、信頼の下で見守られる」という考え方を指し、裁判所もこれを原則とする。
- (※2) こども誰でも通園制度とは、親が就労していなくても時間単位等でこどもを預けることができる制度。保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験や、同世代の子どもなど家族以外と関わる機会を得ることができる。また保護者の負担軽減や孤立感の解消にもつながることが期待されている。

2 計画の位置づけ

この計画は、平成27年度～平成31年度までの第一期計画及び令和2年度から令和6年度までの第二期計画と同様に、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく計画で、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する指針として定めると同時に、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に掲げる6つの柱を基本とした、「全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会の実現」を目指していきます。

第三期計画は、これまでの計画を引き継ぎ、本村の総合計画をはじめ、関連する分野別計画との連携・整合が図られたものとします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、5年間の計画期間中であっても、計画に定めた量の見込みと実際の認定状況に乖離がある場合などは中間年度(令和9年度)に一部見直しを行います。

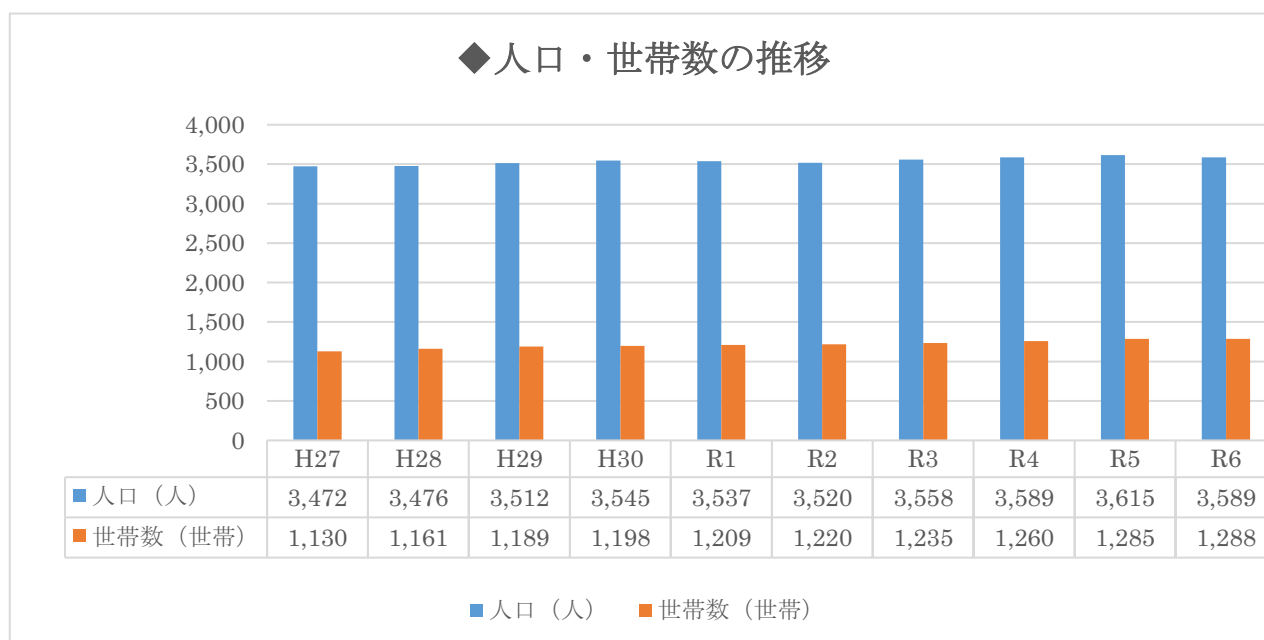
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	第三期 日吉津村子ども・子育て支援事業計画				
第一・二期日吉津村子ども・子育て支援事業計画					

1 日吉津村の概況

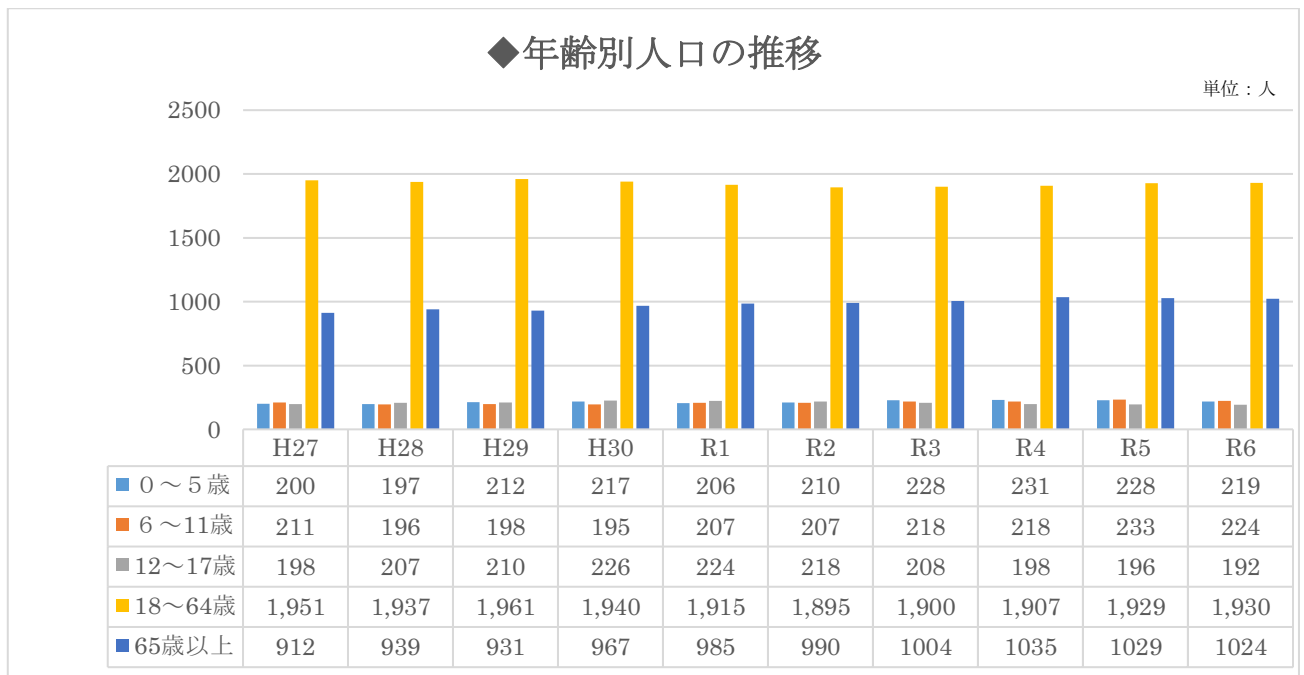
(1)人口・世帯数の推移

本村の人口及び世帯数は、平成 12 年の田園土地区画整理事業ならびに近年の集合住宅等の新築により、近隣市町のベッドタウン的役割を担いながら、若年層をはじめとする転入者が順調に増加しつつあり、令和4年度において、自然増減率では県内すべての自治体で減少したものの、社会増減率は 18.06%の増となっています。

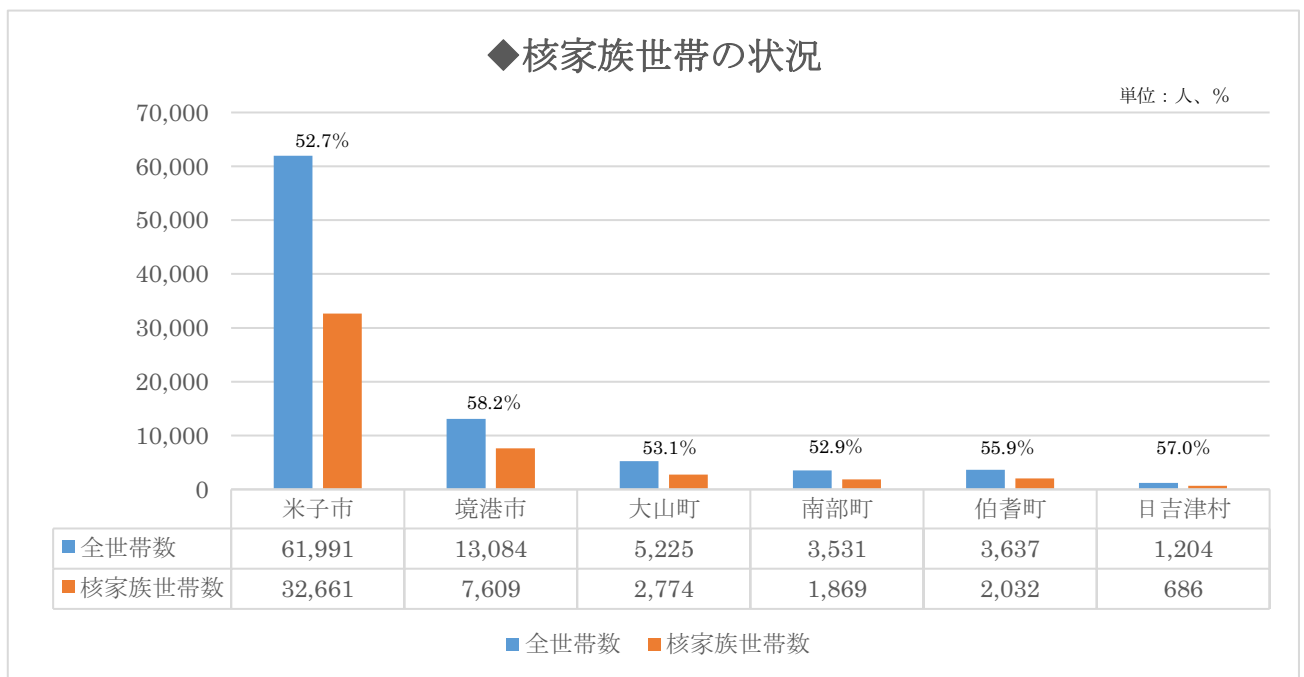
しかし、一時的な転入世帯や自治会加入しない世帯も増えており、核家族化や共働き家庭の増加などから地域とのつながりが希薄化し、育児に対する保護者の不安や負担が増えているのが現状です。人口の推移は、集合住宅や一戸建て新築住宅の伸びが緩やかなため、将来的には横ばい状態になることが予想されます。



※村住民基本台帳による、各年 4 月 1 日現在の状況



※村住民基本台帳による各年4月1日現在の状況



※令和2年国勢調査 人口等基本集計 資料（%は核家族割合）

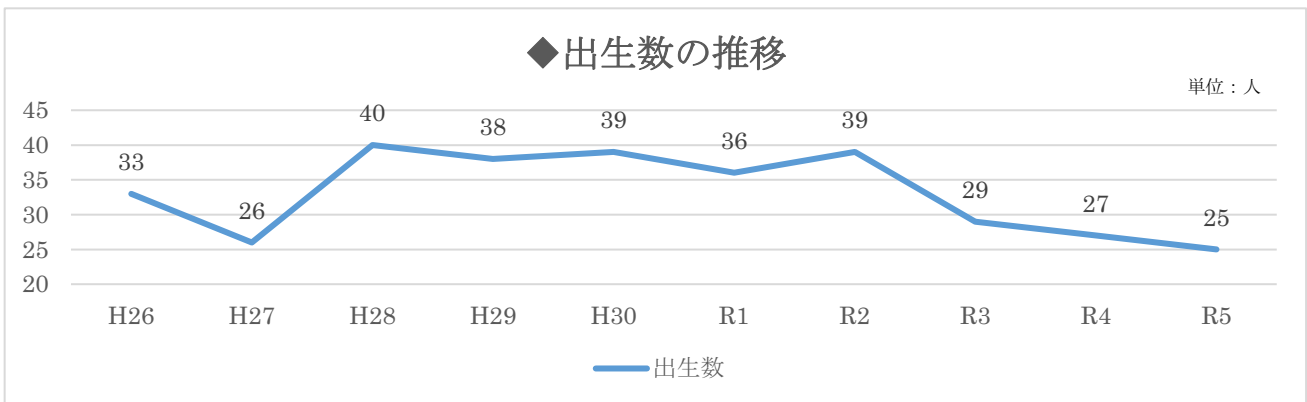
(2)就業構造

人口増加に伴い就業人口も増加しています。就業構造は社会・経済の変化、発展を背景に大きく変化しており、就業スタイルも多様化してきています。

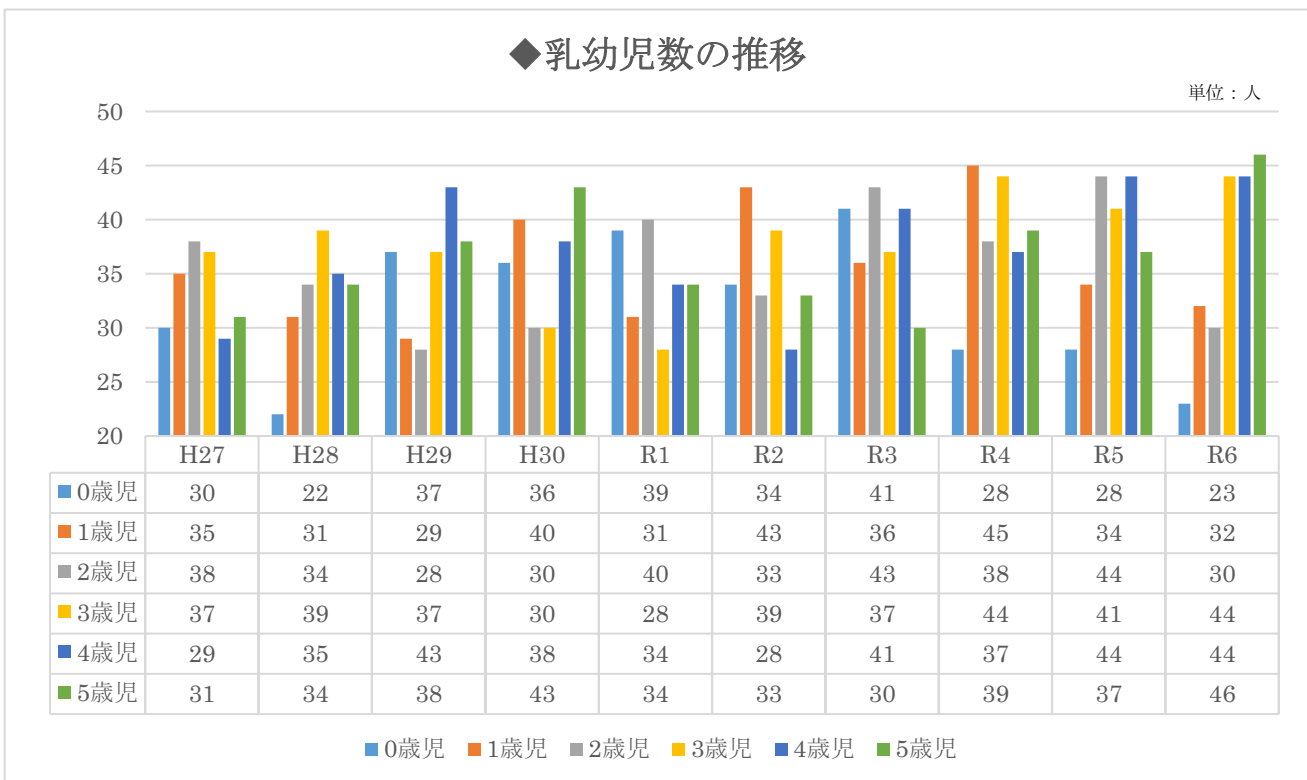
「子ども・子育て支援ニーズ調査」によると、回答者の8割近くがフルタイム勤務であるという結果が出ています。

(3)出生状況

本村の出生数は平成 28 年度以降ほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年をピークに年々減少しており、令和 5 年は 25 人となっています。



※村住民基本台帳による、各年 4 月 1 日現在の状況



※村住民基本台帳による各年 4 月 1 日現在の状況

2 教育・保育施設の状況

村内には、公立認定こども園が1カ所、小規模保育所(A型)が2カ所あり、満6カ月以上の乳児の受入れ、延長保育、障がい児保育、地域交流など共働き家庭の支援を行っています。

3歳未満児の入園希望については、小規模保育所と調整を図りながら入所希望に添えるよう受入れ体制の整備を行っています。ここ数年は、3歳以上児の転入希望者が多く、令和6年度にはひえづこども園に保育室2室を増築し、入園希望に対応できるよう体制整備を行っています。

保育に欠けない、教育を目的とされるご家庭(1号認定)については、ひえづこども園では受入れはありませんが、例年一学年に5名程度が村外の幼稚園等を利用されています。広域入所の利用については年間に数名あり、委託・受託ともに、里帰り出産や転出入時の急激な環境の変化を避けるための一時的な利用がほとんどですが、近隣市町と連携し可能な限り対応しています。

◆入園児童の状況(除く、広域入所)

(単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	4	6	5	9	5	3
1・2歳児	22	45	50	61	60	47
3歳児	22	26	28	31	36	40
4歳以上児	55	53	59	64	67	73
合計	103	130	142	165	168	163

※各年4月1日現在の人数

◆広域入所の状況

(単位:人)

	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳児	委託	0	2	1	0	0	0
	受託	0	0	0	0	0	0
1・2歳児	委託	3	6	4	4	2	0
	受託	0	1	0	1	0	0
3歳児	委託	2	3	3	4	3	4
	受託	0	0	0	0	0	0
4歳以上児	委託	3	7	4	5	5	13
	受託	0	0	0	0	0	0
合計	委託	8	18	12	13	10	17
	受託	0	1	0	1	0	0

※各年度の利用児童数。委託は村外施設への入所、受託は村外からの受入を示します。

○公立認定こども園

【ひえづこども園】

(単位:人)

		保育時間	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				小計		小計		小計		小計		小計
3号	0歳児	短時間	0	4	0	3	0	5	0	2	0	0
		標準時間	4		3		5		2		0	
	1・2歳児	短時間	4	25	4	27	4	32	3	35	1	25
		標準時間	21		23		28		32		24	
2号	3歳児	短時間	6	26	7	28	3	31	6	36	5	40
		標準時間	20		21		28		30		35	
	4歳以上児	短時間	7	53	6	59	8	64	5	67	2	73
		標準時間	46		53		56		62		71	
1号	3歳児	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4歳児以上		0		0		0		0		0	
合計			108		117		132		140		138	

※各年4月1日現在の人数

○小規模保育所

【パジャちゅうりっぷ保育園】

(単位:人)

		保育時間	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				小計		小計		小計		小計		小計
3号	0歳児	短時間	1	1	1	2	0	2	1	2	1	2
		標準時間	0		1		2		1		1	
	1・2歳児	短時間	2	9	3	11	4	13	2	10	9	11
		標準時間	7		8		9		8		2	
合計			10		13		15		12		13	

※各年4月1日現在の人数

【小規模保育園日吉津ベアーズ】

(単位:人)

		保育時間	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				小計		小計		小計		小計		小計
3号	0歳児	短時間	0	1	0	0	0	2	0	1	0	1
		標準時間	1		0		2		1		1	
	1・2歳児	短時間	2	11	3	12	5	16	5	15	9	11
		標準時間	9		9		11		10		2	
合計			12		12		18		16		12	

※各年4月1日現在の人数

2号＝2号認定（3歳以上で保育所、認定こども園（保育）の利用を希望し、保育の必要な事由に該当する）

3号＝3号認定（3歳未満で保育所、認定こども園（保育）、小規模保育などの利用を希望し保育の必要な事由に該当する）

【広域入所】

※過年度は年度末実績、令和6年度は4月1日時点の人数

○1号認定(3歳以上で幼稚園、認定こども園(幼児教育)の利用を希望)

委託のみ

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
3歳児(2歳児含む)	1	4	1	4
4歳以上児	3	3	4	13
合計	4	7	5	17

○2号認定(3歳以上で保護者の就労等により保育に欠ける事由あり)

	区分	保育時間	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
3歳児	委託	短時間	2	2	0	0	0	2	0	0
		標準時間	0		0		2		0	
	受託	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0
		標準時間	0		0		0		0	
4歳以上児	委託	短時間	0	1	0	2	1	1	0	0
		標準時間	1		2		0		0	
	受託	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0
		標準時間	0		0		0		0	
合計	委託		3		2		3		0	
	受託		0		0		0		0	

○3号認定(3歳未満で保育所、認定こども園(保育)、小規模保育などの利用を希望し保育の必要な事由に該当する)

	区分	保育時間	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間
0歳児	委託	短時間	0	1	0	0	0	0	0	0
		標準時間	1		0		0		0	
	受託	短時間	0	0	0	0	0	0	0	0
		標準時間	0		0		0		0	
1・2歳児	委託	短時間	0	4	0	4	0	2	0	0
		標準時間	4		4		2		0	
	受託	短時間	0	0	0	1	0	0	0	0
		標準時間	0		1		0		0	
合計	委託		5		4		0		0	
	受託		0		1		2		0	

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 病児・病後児保育事業

小学校3年生までの児童で、病児または病気の回復期にあつて保育所などに行くことができず、かつ保護者が仕事の都合などのため家庭で保育できない場合に、乳幼児及び児童を一時的に預かる事業です。本村では、米子市内の病児保育施設と委託契約を結び、事業を実施しています。非課税世帯及び生活保護世帯は負担金の減額又は免除としていますが、その他連日利用者など利用者の経済的負担について、近隣自治体の状況も考慮しながら利用しやすいよう、検討していきます。

◆病児・病後児保育の利用状況

委託施設名	所在地	利用日時	費用	個人負担金
病児看護センター ベアーズデイサービス	米子市榎原 1889-6 (谷本こどもクリニック隣)	【月～金】 8:30～17:30	9,500 円/日	2,500 円/日
		【土】 8:30～15:00		
病児保育室 ペンギンハウス	米子市西福原 9-16-26 (ファミリークリニック せぐち小児科隣)	【月火水金】 8:30～17:30	9,500 円/日	2,500 円/日
		【木】 8:30～12:40	5,700 円/日	1,500 円/日
		【土】 8:30～17:00	9,500 円/日	2,500 円/日
病児保育かるがも	米子市両三柳 1880 (博愛病院西館 1 階)	【月～金】 8:30～17:30	9,500 円/日	2,500 円/日

※令和6年 10 月1日現在

◆年間延利用者数

(単位:人)

委託施設名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児看護センター ベアーズデイサービス	16	39	66	132
病児保育室 ペンギンハウス	1	25	19	26
病児保育かるがも	0	0	8	26
合 計	17	64	93	184

※各年度の延べ利用人数

(2)子育て支援センター

平成18年4月に準備室(児童館内)を立ち上げ、平成19年4月に児童館隣に子育て支援センターを開設しました。令和4年9月には複合型子育て拠点施設「ミライトひえづ」を整備し、利用者の方がこども園に通う子の姿を見ながら、将来を描いていけるよう子育て支援センターはこども園と同一建物内に設置しました。現在、育児に関する相談、情報提供や子育てサークルの支援を行うとともに、関係機関・団体のネットワーク化を図り、地域ぐるみで子育てを支援する体制づくりに努めています。また、父親の育児参加を促進させる目的で、土曜日にも開館しており、引き続き誰もが気軽に立ち寄れる場として、転入や核家族の母親の仲間づくりの支援も行っています。

今後は核家族化などによる育児に対する保護者の不安や負担の増加と共に、利用者の多様化も予想されます。そのため、今後ますます子育て支援センターの充実を図り、必要な支援を行える体制を整えていく必要があります。

◆子育て支援センターの利用状況

(単位:組)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,467	2,441	2,173	1,441	1,201	1,030	1,278

※各年度の延べ利用組数

(3)ファミリー・サポート・センター

平成22年3月、児童館内にファミリー・サポート・センターを稼働しました。子どもを預かって欲しい人(依頼会員)と預かりたい人(支援会員)それぞれが会員として登録し、その仲立ちを行っています。

預かりたい人(支援会員)が減少傾向であり、預かって欲しい人(依頼会員)の要望に十分に答えられない状況ではありますが、地域で子育てを支え合えるよう普及に努めます。

◆ファミリー・サポート・センター会員登録状況

(単位:人)

依頼会員	支援会員	両方会員	合計
46	11	8	65

※令和6年4月1日現在

◆ファミリー・サポート・センター活動状況

(単位:件)

活動内容	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
送迎	54	52	12	8	126
預かり	50	14	50	52	166
送迎と預かり	3	19	0	0	22
その他	14	4	0	2	20
合計	121	89	62	62	334

※各年度の利用件数

※その他(依頼者宅での預かり、講演会の託児など)

(4)児童館(放課後児童クラブ)

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を推進し、または情操を豊かにする児童厚生施設で、村内には村立の施設が1カ所あります。

児童館に入館している児童の内、共働き家庭等の放課後の保育に欠ける家庭の児童については、放課後児童クラブにも在籍しています。

また、長期休業中のみの児童の預かりについて要望が高かったことから、平成23年度から日吉津小学校のまなびルーム・子ども図書館や、農業者トレーニングセンター等の村内公共施設において、「夏休みひえづっ子クラブ」を実施しています。

◆児童館の利用状況

(単位:人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1学年	23	27	32	37	30
2学年	27	19	26	34	38
3学年	24	17	24	21	30
4学年	21	22	23	22	17
5学年	9	13	18	16	14
6学年	8	0	9	9	7
計	112	98	132	139	136
低学年	74	63	82	92	98
高学年	38	35	50	47	38

※各年度5月末の状況

◆夏休みひえづっ子クラブ利用状況

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生	2	4	0	3	2
2年生	7	3	5	1	3
3年生	8	8	2	7	2
4年生	5	8	7	3	13
5年生	0	0	3	12	4
6年生	0	0	1	2	0
合計	22	23	18	28	24

※各年度の利用人数

(5)延長保育事業

こども園において、基本の保育時間を超えて子どもを預かる事業です。日吉津村のこども園等では、標準時間保育では午後6時15分から午後6時45分まで、短時間保育は午前7時15分から午前8時15分までと午後4時15分から午後6時45分まで実施しています。年々利用人数が増加傾向にあり、今後も同様に増加していく事が予想されます。

◆延長保育事業利用状況（各年度4月1日現在 単位:人）

令和元年度(月別利用者数)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	8	3	2	2	3	5	4	5	5	3	1	2	43
	標準時間	3	4	2	12	2	2	2	2	3	2	3	3	40
3歳以上児	短時間	4	8	9	3	8	8	7	9	10	8	4	3	81
	標準時間	8	11	12	9	7	10	9	10	13	7	8	12	116
合計	短時間	12	11	11	5	11	13	11	14	15	11	5	5	124
	標準時間	11	15	14	21	9	12	11	12	16	9	11	15	156

令和2年度(月別利用者数)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
	標準時間	3	2	4	5	4	4	6	8	6	8	7	7	64
3歳以上児	短時間	2	2	1	3	2	3	2	2	3	1	0	1	22
	標準時間	4	7	4	7	5	5	11	7	10	9	11	10	90
合計	短時間	3	2	2	4	3	4	3	3	4	2	1	2	33
	標準時間	7	9	8	12	9	9	17	15	16	17	18	17	154

令和3年度(月別利用者数)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	0	0	1	1	1	2	1	1	1	2	1	12
	標準時間	3	5	2	3	2	2	2	3	3	2	2	6	35
3歳以上児	短時間	4	2	3	4	3	2	3	1	2	2	4	2	32
	標準時間	10	14	9	14	12	10	13	18	18	21	15	21	175
合計	短時間	5	2	3	5	4	3	5	2	3	3	6	3	44
	標準時間	13	19	11	17	14	12	15	21	21	23	17	27	210

令和4年度(月別利用者数)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	1	2	1	1	1	0	0	1	0	2	2	12
	標準時間	6	7	10	8	5	5	5	6	6	9	7	10	84
3歳以上児	短時間	2	3	5	2	3	4	2	1	2	2	3	2	31
	標準時間	20	21	23	21	18	19	18	17	22	20	17	25	241
合計	短時間	3	4	7	3	4	5	2	1	3	2	5	4	43
	標準時間	26	28	33	29	23	24	23	23	28	29	24	35	325

令和5年度(月別利用者数)

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
3歳未満児	短時間	1	2	3	3	2	2	3	4	4	2	3	2	31
	標準時間	8	6	4	6	4	6	4	1	2	2	1	4	48
3歳以上児	短時間	7	6	8	3	3	4	5	1	4	3	2	4	50
	標準時間	14	20	20	29	21	21	20	19	20	19	18	20	241
合計	短時間	8	8	11	6	5	6	8	5	8	5	5	6	81
	標準時間	22	26	24	35	25	27	24	20	22	21	19	24	289

(6)子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、児童の養育が困難になった場合に、委託契約をした児童養護施設などで、一時的に養育・保護を行います。平成30年度には1件の実績がありました。

(7)乳児全戸訪問事業

生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、体重測定や聞き取りなどから新生児、乳児、保護者の心身の様子及び養育環境等の把握を行っています。また、母子保健サービスや地域の子育て支援に関する情報提供を行う事で子育て家庭の孤立を防ぎ、育児に関する相談・助言や支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討および関係機関との連絡調整も行っています。

(8)養育支援訪問事業

子育てに対する支援が特に必要な家庭を継続的に訪問して、相談支援や育児・家事援助を行っています。平成30年度には利用実績が8件ありましたが、関係機関への移行により、令和元年度には減少しています。今後も関係機関との連携を強化し、適切なサービスへと繋げていきます。

4 ニーズ調査結果から見る子育て家庭の意識と状況

(1)調査の目的

本調査は、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっての基礎資料とするため、本村における教育・保育や子育て支援の「量の見込み」の算出、また、「現在のサービス利用状況」や「今後の利用希望」、あるいは、子育て家庭の現状や課題を把握することを目的として実施しました。

(2)実施概要

- ◇実施期間： 令和6年8月8日～令和6年9月30日
- ◇実施対象： 村内在住の0歳～年長児を養育する 世帯 166・児童数 221 名
- ◇実施方法： Web 形式アンケート(希望者は書面アンケート)

(3)回収結果

調査	配布件数	回収件数	回収率(%)
対象児童	221	68	41%
対象世帯	166		

◆ひとり親 ※問 1-4

「配偶者はいない」は、約3%

◆子育てを主に担っている方 ※問 1-5

「父母ともに」が約 72%、「主に母親」が約 25%

子育てを主に担っている方は、「父母ともに」が約 73%(令和元年度)→約 72%、「主に母親」が約 23%(令和元年度)→約 25%と大きな変化は見られません。

◆日頃、子どもを見てもらえる親族・知人等 ※問 2-3

「いずれもない」が5名で約7%

子どもを見てもらえる親族・知人等の有無については、「緊急時、用事の際に祖父母等の親族に見てもらえる」が34名で約 50%と最も高く、「日常的に祖父母等の親族に見てもらえる」も 27 名で約 40%と高くなっています。しかし、「いずれもない」と答えた方は約7%あり、支援を要する家庭であると考えられます。

◆保護者の就労状況 ※問 3-1

回答者のうち約 84%が「フルタイム雇用」、約 13%が「パートタイム雇用」

回答者のうち保護者の就労状況では、就労家庭が約 97%で、就労形態ではフルタイム雇用が約 84%、パートタイム雇用が約 13%となっており、大半の家庭が就労しながら子育てしている現状があります。

◆就労している保護者の就労時間 ※問 3-1(1)

「8 時間以上」が約 61%

フルタイム勤務の人は 8 時間勤務の割合が高く、長い人は 15 時間の方もおられました。パートタイムの人は全員が 6 時間以下の勤務時間となっており、1 週当たりの就労日数は 5 日が全体の約 90%を占めています。

◆平日の定期的な教育・保育事業の利用状況 ※問 4-1、4-1(1)

「利用している」が約 88%、事業は「認定こども園、小規模保育所」が 50 名で約 73%

教育・保育事業の利用は、ほとんどが認定こども園・小規模保育所であり、幼稚園・認可保育所の利用は 9 名で約 13%となっています。親の就労状況にもよりますが、職場の事業所内保育施設を利用する方もおられます。

◆教育・保育事業を利用する理由 ※問 4-1(4)

「教育・発達のため」が 26 名、「親が就労しているため」が 45 名

教育・保育事業を利用している理由では、「教育・発達のため」「子育てをしている方が現在就労している」が大部分を占めています。

保護者は、子どもの教育や発達を期待し保育施設等を利用されたい方が多い事がわかります。

◆教育・保育事業を利用していない理由 ※問 4-1(5)

「子どもが小さい」が 6 名、「必要がない」が 1 名

「子どもが小さいため」と答えられた保護者のうち、「1歳になったら利用したい」方は約 3名、3 歳になったら利用したい方が 2 名ありました。経済的な理由で利用したくても利用できない方が約2名あり、経済的支援の必要性が伺えます。

◆今後、定期的に利用したい教育・保育事業 ※問 4-2

「認定こども園」が 41 名「幼稚園」と「幼稚園と預かり保育」が 19 名

認定こども園の利用希望が最も多くありますが、幼稚園、認定こども園の利用希望も見られます。また、幼稚園の預かり保育や小規模保育施設、企業主導型保育園等の利用希望もあり、約 93%が村内での利用希望です。それぞれの選択理由の中には、「転勤があるため」、「生活圏域ならどこでも可」といった意見も見られました。

◆幼児期の学校教育の利用の強い希望 ※問 4-2(1)

「はい」が約 75%

教育の視点を取り入れた保育を望まれる保護者が多いことがわかります。今後、1号認定の増加など教育的視点をもって就園される家庭が増えることも考えられます。ひえづこども園では、令和5年の認定こども園への移行後、ALTによる英語活動や運動教室、科学教室や社会体験活動など幼児教育の充実化に取り組んでいます。

◆地域の子育て支援事業の利用状況・利用希望 ※問 5-1、5-2

「利用していない」が約 76%、うち「今後利用したい」が約 15%

地域の子育て支援事業の利用状況は、「子育て支援センター」が約 22%となっており、「利用していない」がほとんどを占めています。今後利用回数を増やしたいが約 15%あり、事業の周知等、今後一層の利用促進を図る必要があります。

◆土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望 ※問 6-1

「利用したい」が約 38%、うち「月に 1~2 回」が約 26%

土曜の利用希望は約 60%(令和元年度)→ 約 38%と教育・保育事業以外で過ごす割合が増えています。教育・保育事業以外の居場所づくりや、事業展開などの施策が求められていると言えます。

◆日曜、休日の定期的な教育・保育事業の利用希望 ※問 6-2

「利用したい」が約 10%、うち「月に 1~2 回」が約 9%

日曜、休日等の利用希望は少数ではありますが、ほぼ毎週利用したいと回答した方もあり、就労状況によっては日曜、休日のニーズがあることが考えられます。

◆幼稚園の長期休暇中の教育・保育事業の利用希望 ※問 6-4

「利用したい」が約 57%

利用希望のある方は、「ほぼ毎日」が約 47%、「週に数日利用したい」が約 10%と週に数日利用したい方が増加しているようです。たまに利用されたい理由は、私用のためと回答されている方がほとんどです。

◆病児・病後児保育の利用希望 ※問 7-1(2)

仕事を休んで対応した保護者のうち、「利用したい」が約 29%

「利用したいと思わない」理由としては、「親が仕事を休んで対応する」、「他人に見てもらうのが不安」「利用料が高い」などの回答もありました。事業の周知や、経済的支援等の対応が必要になります。

◆一時預かり等の利用状況・利用希望 ※問 8-1

「利用していない」が約 85%、うち「必要がない」が約 88%

利用していない方がほとんどを占めますが、その理由に「利用手続きが分からない」が約 5%あり、制度の周知が必要です。

◆放課後児童クラブの利用希望 ※問 9-1、9-2、9-3、9-4

小学校低学年は「児童館・放課後児童クラブ」が約 59%、高学年は約 36%

低学年の放課後児童クラブの利用希望が多く、高学年でも一定の利用希望がありました。長期休暇中は、低学年での利用希望は約 59%、高学年では約 41%の希望がありました。近年、児童館の利用希望者も増加傾向にあり、受入体制の整備が必要です。

◆育児休業の取得状況 ※問 10-1 全体

育児休業の取得率は約 74%

子どもが生まれたとき「働いていなかった」が約 10%あります。取得していない理由としては「育児休暇を取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しい」といった意見がありました。また、実際に取得されている期間は、最長 2 歳 11 か月となっていますが、希望される取得期間は家庭の状況により異なるものの、1 歳が約 47%、2 歳以上と回答される方が約 18%あります。父親の取得希望期間では 1 年と回答された方が 5 人おられました。実際の取得期間と希望の取得期間が異なる理由は、経済的な理由により早く復帰した方が約 50%、希望する保育施設へ入所させるための約 22%ありました。一方で希望する保育施設への入所のため、遅く復帰せざるを得ない方もありました。保育施設への入所のタイミングは職場復帰へ大きく関わっていることが伺えます。職場への復帰後も、経済的な理由により短時間勤務にできない方や、職場で短時間勤務を取りにくい雰囲気があったなど、多様な理由が見られ、希望通りの育児休暇の取得、職場復帰後の勤務形態にはまだ課題があることが見て取れます。

◆日吉津村における子育ての環境や支援への満足度 ※問 10-2

「普通」以上で「満足度が高い」と感じている方は、約 76%

ニーズ調査に回答された方のうち約 80%の方に回答していただき、約 76%の方が満足されているようです。今後も、各種事業の制度周知や、経済的支援など村民のニーズに合った子育て支援に努めてまいります。

◆ひえづこども園での特色ある保育の希望について ※問 10-3

「体力づくり」が約 47%「小学校との連携」が約 38%

体力づくりを希望する方が多い結果となりました。

※ニーズ調査結果については、参考資料を参照

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは、その親にとってはもちろんのこと、将来の日吉津村を支えていく一員として、地域全体の「宝」であると言えます。

その子どもたちの健やかな成長に第一義的な責任を有するのは、親であることは言うまでもありませんが、子どもや子育てを取り巻く環境の急激な変化により、子どもを産み育てにくい現状があり、喜びを感じながら子育てができるよう、より一層、地域全体で支援していくことが求められています。

そこで、行政・地域・家庭が子育て支援の重要性について共通認識を持つとともに、本村における課題解決を図りながら、相互に連携、支えあいながら、子どもだけでなく、大人、そして地域も一緒に成長できるような村づくりを目指し、併せて次世代育成支援行動計画(子育て応援プラン)の基本理念を継承するため、「みんなで支え 育もう 次代を担うひえづの子」を基本理念としてこの計画を推進していきます。

みんなで支え 育もう 次代を担うひえづの子

2 基本的視点

基本理念と合わせ、この計画の内容については、以下の視点に立ったものとします。

■視点1 子どもの視点を尊重します

我が国は、「児童の権利に関する条約(こどもの権利条約)」(※3)の締約国としても、子どもに関わる種々の権利(生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利)が擁護されるように施策を推進することが求められています。このような中、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮します。

■視点2 すべての子どもと子育て家庭を支援します

子育てについて第一義的責任を有する保護者への支援を念頭に、経済力や家族形態、子どもの年齢に関係なく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。国の掲げる政策にも注視し、迅速に対応できる体制整備を行います。

■視点3 地域全体で子育てを支援します

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”の力と“行政”とが協働し、子育てに関わる全ての人がある喜びを感じるために地域全体で子育てを支援します。地域資源、地域人材を最大限有効活用し、誰もが子育てしやすい環境づくりに努めます。

(※3) こどもの権利条約とは、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満の人たちを子どもと定義し、世界の全ての子どもたちに、自らが権利を持つ主体であることを約束しており、1989年第44回国連総会で採択され、1990年発効。日本では1994年に批准した。

3 基本目標

基本理念の実現のために、次の基本目標に基づいて計画の推進を図ります。

■目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの育児に関わる様々な負担感、不安感などの悩みの解消を目指し、身近な相談や緊急・専門性の高い相談などあらゆる相談に対応できるよう、相談体制の強化を図るとともに、学習機会の充実を図ります。

また、地域における子育て力を活用し、交流の場づくりを進めるとともに、子育て支援事業の整備・充実と適切な情報提供、関係機関・団体による子育て支援ネットワークの充実を図ります。

さらに、安心して子どもを預けることのできる教育・保育施設の充実に加えて、小規模保育など様々な保育事業の拡充や質を確保した上で、子どもの受け皿の整備を図るとともに、地域子育て支援拠点や放課後児童クラブなど地域の様々な子育て支援の充実を図ります。

■目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

母子保健コーディネーターを中心とした妊娠・出産に対する正しい知識の普及や支援体制の確保はもちろん、母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、安全に安心して子どもを産み育てることができるよう支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じた妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな切れ目のない支援の充実を図ります。

また、プレコンセプションケア(※4)や食育の推進や思春期における学校保健の充実、医療体制の充実などを図りながら、生涯にわたる心身の健康な生活の基礎を築きます。

■目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進

未来を担う子どもたち一人ひとりの個性と無限の可能性を伸ばし、豊かな人間性とたくましく生きる力を培うことができるよう、こども園、学校等が連携し、子どもが夢や希望を持って学ぶことができる教育内容の充実や学習環境の向上を図ります。

また、次代の親づくりも視野に置きながら、子どもたちの男女共同参画意識の醸成や乳幼児との交流などを推進するとともに、家庭や地域においても適切な教育、指導ができるよう、親と子が互いに学び合う学習機会や情報の提供など親子のふれあいを重視した取組みを行います。

(※4) 妊娠前の女性とカップルに医学的・行動学的・社会的な保健介入を行うこと (WHO 定義)

若い男女が性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考えて、日々の生活や健康と向き合うこと、母子の健康の悪化につながる行動や個人的・環境的要因を減らすことを目的とするケアのことをさす。

■目標4 仕事と家庭との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

仕事と家庭の両立の実現に向けて、地域の企業や関係機関・団体等との連携・協力のもと、地域の実情や特性を踏まえ、地域に根ざしたワーク・ライフ・バランスのあり方を模索するとともに、子育てに配慮した企業の取組みが促進されるよう、企業への働きかけを行います。

また、父親と母親が子育てを協力しあい、子育ての楽しさと難しさを両者が共有できるよう、男性も育児に参加しやすい環境づくりを推進するとともに、男女共同参画の意識づくりを図ります。

さらに、働きながら子どもを育てている人のために、延長保育や一時預かりなどの保育サービスの充実を図り、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

■目標5 安全・安心できる環境づくり

公共施設を中心に、子育て家庭に配慮した改善、バリアフリー化等を進め、子育て中の家庭が安心して快適に出かけられるようにするとともに、地域の中で子どもたちが自由にかつ安全にのびのびと遊べる公園整備等の環境づくりを進めます。

また、子どもを交通事故や犯罪等の被害から守り、安全を確保するためには、地域の実情に即し、子どもの視点に立った道路等の整備、交通安全教育や防犯対策などを進めるとともに、地域住民と連携して子どもたちを地域全体で見守る活動を推進します。

さらに、万一被害にあった場合の心のケアなどにも配慮していきます。

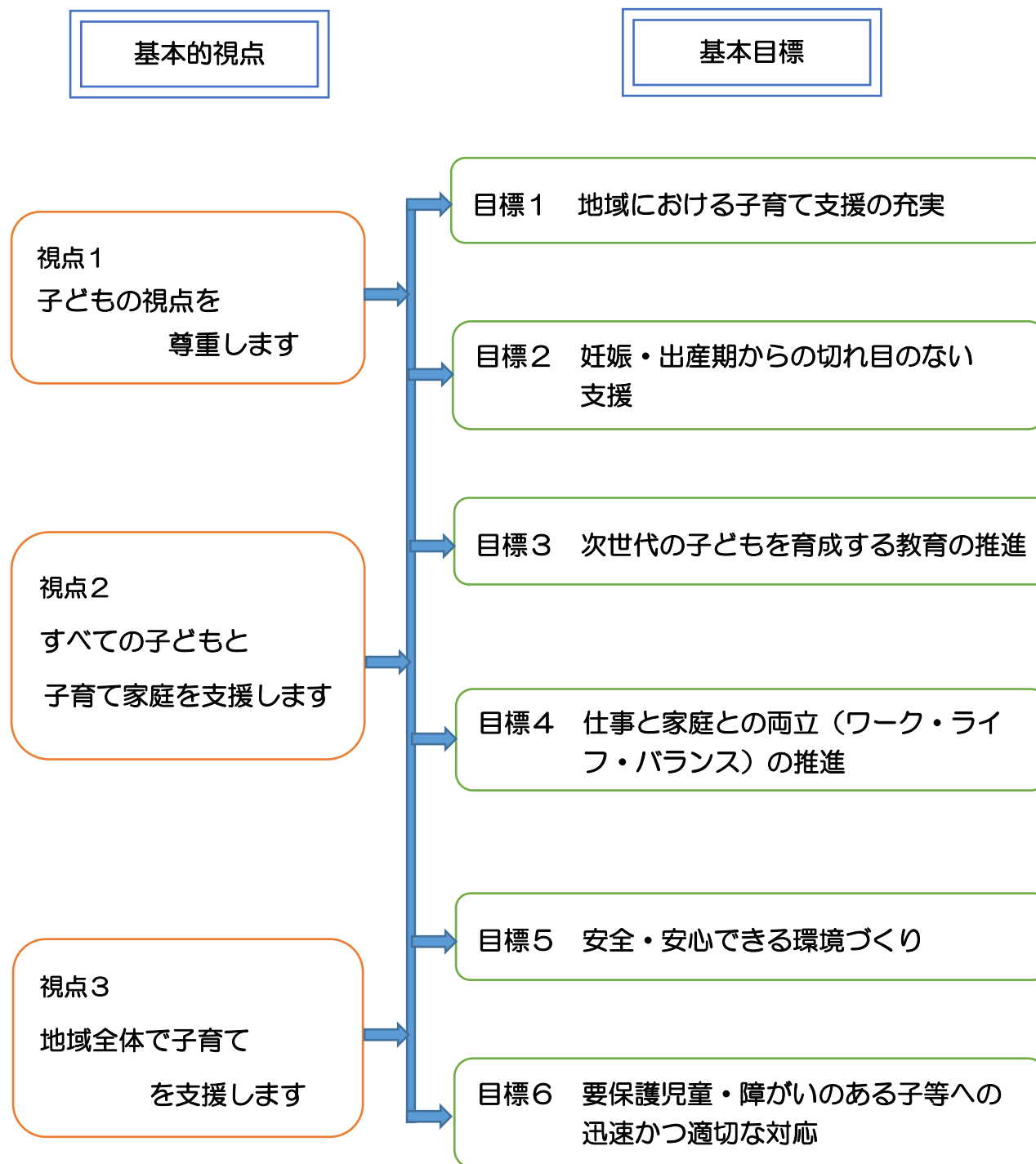
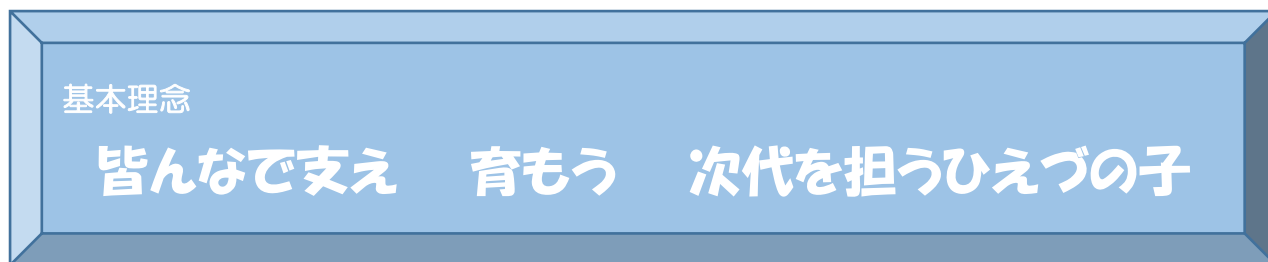
■目標6 要保護児童・障がいのある子等への迅速かつ適切な対応

子どもの命や人権に関わる児童虐待の発生予防、被害児童の保護・支援のため、職員の資質向上、より迅速・的確な対応、関係課のみならず県や関係機関との連携の強化等を図るとともに、不登校・ひきこもり児など保護を要する児童の適切な支援に努めます。

ひとり親家庭では、子育てに十分な時間がかけられないなど子育ての悩みや経済的な負担感が見られ、子育てに関する情報や支援が必要です。また、障がいのある子どもも、障がいの有無に関わらず、共に成長できるような配慮や支援が必要となります。

このように、関係機関との連携を密にしながら、特に専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取組みを推進します。

4 施策の体系



目標1 地域における子育て支援の充実

1 地域における子育て支援サービスの充実

【現況と課題】

全国的な少子化、転入者の増加による核家族化等が進行するなかで、地域における人間関係が次第に希薄化し、気軽に相談したり預けたりできる相手がおらず、情報を得る方法もわからないなど、悩みを解決することが困難な状況にある家庭が現在も増え続けています。

こうした悩み・不安を解消し、安心して子どもを産み育てることができるよう、行政、地域、家庭それぞれが、子育ての意義・重要性についての共通認識を持ち、相互に連携し、支え合いながら、全体で子育てを支援する基盤形成を目指し、様々な地域子ども・子育て支援に取り組んでいます。しかし現状では、事業内容の周知が十分でない、気軽に利用しにくいという意見もあります。

今後は、更に子育てに関する相談体制を強化しながら、利用者目線に立った広報・啓発を行い、気軽に利用しやすい事業形態を検討していく必要があります。

【施策の方向】

①広報・啓発

- ・子育て支援の意義・重要性の浸透、地域で子育てする機運の醸成を図るため、講演会や勉強会を開催します。
- ・村広報、ホームページ、CATV、SNS、母子手帳アプリ「すまいる♡はぐ」による子育て支援情報の提供に努めます。

②地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)

- ・育児に関する相談や、情報提供、仲間づくりなど子育て支援の充実を図ります。

③ファミリー・サポート・センター事業

- ・多様化するニーズに対応できるよう、依頼・支援両会員の増加を図り、会員同士の交流会の開催など、充実化に努めます。

④病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援デイサービス事業)

- ・医療機関に併設の委託施設において、一時的にお子さんを預かることで、仕事の都合などで家庭での保育が困難な保護者を支援します。

⑤子育て短期支援事業

・保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなったお子さんを、児童養護施設等で預かることによって、家庭への子育て支援を図ります。

⑥養育支援訪問事業

・育児ストレス、産後うつ病等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭を保健師・助産師等が訪問し、指導や助言を行うことで養育環境を整えるための支援を行います。

⑦利用者支援事業

・子どもやその保護者、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、健診会場や子育て支援センターなどで情報収集と提供に努めます。

⑧こども誰でも通園事業

・令和8年度の本格実施に向け、一時預かり事業との違いを明確にし、保育士やスペースの確保など、受け入れる体制を整備します。

2 子育て支援のネットワークづくり

【現況と課題】

村内では、民生児童委員、子育てサークル、お話グループなど子育てに関わる様々な関係機関・団体が活動されています。

子育て支援サービス全般の質の向上を図るために、これらの関係機関・団体をネットワーク化し、情報交換や相互の連携を深めることが重要であるとともに、新たな人材を発掘、養成し、子育て支援の輪を地域に広げていくことが必要です。

【施策の方向】

①子育てサークル、お話グループ等子育て支援関係機関の協力

・ミライトひえづ、子育て支援センターを中心に、地域ぐるみで子育てを支援する関係機関・団体のネットワークを構築し、相互連携を図ります。

②民生児童委員・要保護児童対策地域協議会

・研修等を通じて、子育てを支援する人材の発掘・養成に努めます。

3 放課後児童対策の推進

【現況と課題】

核家族化の進行と共働き家庭の増加などにより、放課後、帰宅しても保護者等のいない児童が年々増えており、本村では、放課後児童対策のため、小学校6年生までの児童を対象に、遊びを主とする児童館での健全育成活動を行っています。ミライトひえづの開館以降、児童館の預かり時間をこども園の保育時間に統一し、利用者の利便性を向上させています。一方、近年は児童館利用者が急増し、高学年を別棟で預かる分館制をとっていますが、児童館の利用体制整備が喫緊の課題となっています。

また、平成23年度からは、小学校開校日の放課後には児童館を利用していない子どもに対しても、夏休みの長期休業中の児童の預かり(夏休みひえづっ子クラブ)を実施しています。利用者数に応じて公共施設を使い分けており、今後も工夫を凝らしながら更なる充実を図っていきます。

【施策の方向】

①児童館・放課後児童健全育成事業・夏休みひえづっ子クラブ

- ・児童館と放課後児童クラブとの連携を図りながら、児童の健全育成を図ります。
- ・長期休業中の預かり事業「夏休みひえづっ子クラブ」の充実を図ります。
- ・障がい児の受入、利用時間の延長などニーズに応じて柔軟に対応します。
- ・増加した児童館利用希望者に対し、分館制等の安全に配慮した事業を実施します。

②放課後学習支援事業

- ・社会福祉協議会と連携し、指導員・学生ボランティアと協力し、小学校5・6年生の子を対象とした放課後学習支援の充実を図ります。

③要保護児童に対する支援に資する事業

- ・使用料の減免規程により、困窮している子育て家庭の支援に努めます。

④カルチャー土曜塾

- ・学校・家庭・地域の連携協力により、多様な経験や技能を持つ地域の人材を活用した土曜日ならではの多様なプログラムを継続的に実施する、土曜日の教育支援体制の構築を図ることで、豊かな学びを通じて子どもたちの社会を生き抜く力を育成します。

⑤病児・病後児保育事業(乳幼児健康支援デイサービス事業) ※再掲

目標2 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

本村では、「子どもたちが心も体も健やかに育つ村づくり」をテーマに、平成9年に策定した母子保健計画により、母子保健施策の充実に取り組んできました。その後、次世代育成支援行動計画の中に包括し、一体的な子育て支援を推進してきました。

一方で、核家族化や都市化の進展、地域の育児支援力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、育児不安・ストレスの増大、子どもの心の問題、児童虐待など新たな課題が生じてきました。

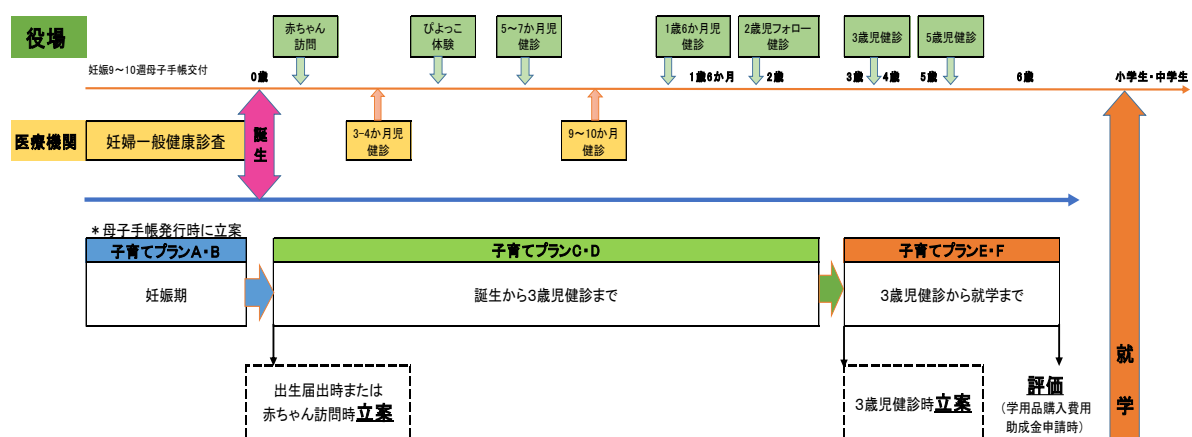
子育ての多様化、更なる専門的支援の必要性に伴い、これからの母子保健対策は、単に母子の健康を維持・増進していくことだけでなく、妊娠期から出産期、そして子育て期まで、切れ目のない様々な支援をしていくため、福祉保健課内に子育て世代包括支援センターを設置し、母子保健コーディネーターを配置し、他機関、他職種と連携を図りながら日吉津版ネウボラを推進してきました。

国は、令和8年度までに全市町村にこども家庭センターを設置することを掲げています。日吉津村においてどのように運営していくことが最も効果的なのかを検証しながら関係機関との調整はもとより、内部の調整、職員体制の整備など、慎重に進めていく必要があります。

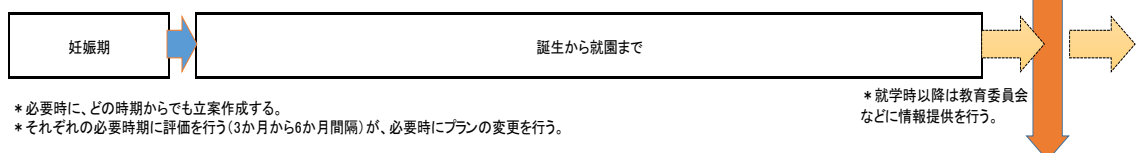
※ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」を意味し、妊娠・出産・子育てに関する支援施設のことをいいます。

日吉津版ネウボラは、妊婦や親子が安心して出産、育児が出来るよう妊娠期から就学前まで切れ目のない支援を行うことを目的とし、子育てプラン・子育て応援プランを作成するなど、母子保健相談支援事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等により支援しています。

日吉津村子育てプラン(妊婦出生児全数対象)



日吉津村子育て応援プラン



* 必要時に、どの時期からでも立案作成する。
* それぞれの必要時期に評価を行う(3か月から6か月間隔)が、必要時にプランの変更を行う。

* 就学时以降は教育委員会などに情報提供を行う。

1 子どもや親の健康の確保

【現況と課題】

子どもを産み育てていく過程においては、大きな喜びを感じる一方で、さまざまな不安・悩みも見られます。出産前後の健康管理と合わせ、こうした育児不安をいかに解消していくかが大きな課題となっています。

また、子どもたちが生涯にわたり健康な生活を送るためには、妊娠期からの一貫した健康管理・増進を図る必要があります。

そして、当事者だけの問題にとどまらず、本人を取り巻く周囲の環境などが子どもや親の健康の確保に影響を及ぼすことが明らかであり、行政、地域、こども園、学校、家庭等が十分な連携を保ちながら取組みを進めていくことが重要です。

①健康診査の充実

妊婦及び乳幼児に対する健康診査については、従来から医療機関委託及び集団で実施しているところですが、育児支援、児童虐待の早期発見・防止の観点も併せ持ちながら、受診率の向上とともに、受診者の満足度が上がるよう努める必要があります。

さらに、「軽度発達障害」など、特性を持った子どもたちへの育児支援などが課題となっています。

②父親の育児参加の促進

父親の育児への理解と協力は、母親の不安や孤立感を軽減させ、良好な母子関係をつくるとともに子どもの健やかな成長・発達を促すことから、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。父親の育児参加を狙い、子育て支援センターの土曜開館など、利用しやすい体制を整えました。今後、父親向けの事業など、新たな施策に取り組むとともにそれに伴う、父親への負担感が増える事も予想されるため、今後は父親への支援も考えていく必要があります。

③相談体制の充実

母親の出産前後の心身両面のケアはもとより、育児不安やストレス、子どもの心の健康、児童虐待など様々な問題について専用メールやSNSを活用し、常時相談に応じられる体制づくりが必要です。ひえづこども園では、定期的な育児相談を始めていますが、更なる利用促進、関係機関による連携強化を図り、相談体制の充実化を図っていきます。

【施策の方向】

①妊婦等包括相談支援事業

・妊娠期から学童期まで、家庭の状況に適した切れ目のない支援を行えるよう母子保健コーナーディネーターを配置するなど保健師等の体制を強化するとともに、健康診査、訪問指導や相談体制の充実等、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

②男女共同参画事業

・性別による固定的な役割分担意識を解消し、家庭を構成する男女相互が協力して子育てできるよう、意識の啓発、環境づくりを図ります。

③育児学級

・父親の積極的な参加を促すとともに、保護者が子どもを育てる実感が持てるよう内容を工夫していきます。

④乳幼児の健全発達支援(発達障がい支援)

・子育て支援センター等関係機関との連携をとり、いつでも気軽に相談ができる体制の整備を図ります。

⑤乳幼児健診

・母子保健法に基づき、3～10 か月、1歳 6 か月児、2歳・3歳・5歳児健診を実施し、乳幼児の病気の予防と早期発見や年齢に応じた成長・発達の確認など、健康の保持・増進を図ります。

⑥ブックスタート・ブックスタートプラス

・5～7 か月児、3歳児健診対象者に、絵本のプレゼントを行っています。健診会場で図書館司書による絵本の読み聞かせ等を行い、絵本を通じて親子の触れ合いや情緒の安定を図り「赤ちゃんと絵本を楽しむ時間の大切さ」を伝えています。

⑦妊婦健康診査

・母子保健法に基づき、医療管理を行い、妊婦や胎児の健康状態を把握するとともに、母体の健康増進や胎児の成長を促し、適時に必要に応じた医療や医学的検査を受診できるようその費用を負担します。

⑧産後健康診査

・出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体機能の回復、授乳状況及び精神状態を把握し、産後うつや新生児の虐待防止等を図り、産後の初期段階における母子の支援を強化するためにその費用を負担します。

⑨産後ケア

・利用を希望されるすべてのお母さんと赤ちゃんに、施設においてデイケア(日帰り)やショートステイ(宿泊)で母子のケア、育児相談、授乳指導等を提供します。

2 「食育」の推進

【現況と課題】

食生活は、健康寿命を延ばすための重要な要素の1つであるとともに、心身の発達などにも重要な役割を果たしています。「食」をめぐる環境が大きく変化している中、子どもの頃からの様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるようになることが必要となります。

食べ物が豊富にあり簡単に手に入るようになった反面、食を軽視するような傾向があるため、今後も食生活改善推進委員会やこども園、学校等関係機関と連携を図りながら、学習の機会や情報提供を進めるなど、さらに取組みを進めていかなければなりません。

なお、この計画は、食育基本法第 18 条第1項の規定に基づき、国の食育推進基本計画及び鳥取県食育推進計画を基本とし、日吉津村における子どもの食育を推進するための計画としても位置付けることとします。

【施策の方向】

①「食育」における重点目標

i よい食習慣を身につける

- ・1日3食、規則正しく食事を摂りましょう。
- ・主食・主菜・副菜を揃え、バランスのとれた食事を摂りましょう。
- ・規則正しい生活リズムを身につけましょう。

ii 地産地消で食環境をつくる

- ・体験や交流を通じて、生産者と消費者の距離を縮めましょう。
- ・食の安全・安心にも意識を高め、理解を深めましょう。

iii 食の大切さを伝える

- ・食に対する感謝の気持ちを育みましょう。
- ・健康で豊かな生活を送るため、食について学びましょう。

②ライフステージでの取組み

i 乳幼児期

- ・食べる意欲の基礎を作り、食の体験を広げます。

ii 学童・思春期

- ・食の体験を深め、自分らしい食生活を実現します。

③分野ごとの取組み(家庭での取組み)

i 食生活改善推進委員会

・毎日の生活を送る場として、日常生活において子どもの頃からよい食習慣や基本的なマナーを習得し、「食」への関心や理解を深めて伝えていく重要な役割を担っています。食に感謝する心や好ましい食生活の知識を広げるため、様々な食育活動へ積極的に参加し、食生活を見直しながら家族全員が健康で明るく楽しい食生活を実践するための取組みを進めます。

③-1分野ごとの取組み(こども園・小学校・中学校での取組み)

i 給食・給食委員会・給食試食会

・こども園や学校など集団生活の場での「食」に関する様々な体験は、心身の健全な育成に重要な役割を果たし、その後の食生活にも大きな影響を与えます。食育指導年間計画を作成し、給食時間や行事など色々な機会を積極的に活用した継続的な食育の推進が求められています。

・家庭や保護者への「食」に関する情報提供を行うとともに、保護者・地域・生産者・事業者と連携し、効果的な指導を実施します。

③-2 分野ごとの取組み(地域での取組み)

i 食生活改善推進委員会(再掲)

・家族形態が複雑化する中、乳幼児から高齢者までが生活を営むのが地域で、この地域の役割はとても大きなものになっています。高齢者の豊かな知識や体験を活かして世代間交流を図り、特色のある食材や地域の食文化を伝承していくことが重要です。

・心身ともに健康で豊かな生活を送ることができるよう、関係団体や住民組織等が連携しながら、食育体験を広く実施されるよう働きかけます。

③-3 分野ごとの取組み(行政での取組み)

i 離乳食講習会・各種教室・栄養相談

・乳幼児から高齢者まで、食育に関係する事業を実施しています。食事バランス・生活リズムを整えることの大切さや、食育の日・食育月間の普及など、村の食育が推進できるよう関係部署で情報を共有しながら調整を図り、各分野との連携を強化していくことが重要な役割となっています。

・様々な事業を通じて、食育に関する情報提供を図りながら、各分野が主体的に取り組むことができるよう支援していきます。

3 思春期保健対策の充実

【現況と課題】

思春期は、人間の一生の中で身体及び精神面における発達が著しい時期ですが、一方で身体と精神の成長が不均衡になりがちで、性行動の低年齢化、薬物乱用、引きこもりなど、多くの社会的問題が発生しています。

この時期の問題への対応が将来の結婚生活や健康に大きな影響を与えることから、生涯にわたる健康づくりの基盤形成、母性・父性の育成において重要な時期と位置づけ、学校、地域と連携をとりながら相談体制の強化や健康教育の充実を図る必要があります。

【施策の方向】

①性教育の充実・薬物乱用防止教育(鳥取県薬物の乱用の防止に関する条例)

・思春期におけるさまざまな問題について学習する機会や体験の機会を設けるとともに、啓発活動を推進します。

②学校保健委員会

・学校保健と地域保健の連携を密にし、相談体制の充実を図ります。

4 小児医療の充実

【現況と課題】

村内には小児科の専門医院はないものの、近隣の米子市内には多くの小児科医院が存在し、恵まれた環境にあるといえますが、乳幼児から小児等の急な発病に対応できるよう、引き続き、かかりつけ医の定着と小児救急医療体制の整備に努めていく必要があります。

【施策の方向】

①乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児相談・育児相談

・かかりつけ医の定着を図るため、必要な情報収集を行います。
・広域的な枠組みの中で、小児医療の在り方等について検討していきます。

目標3 次世代の子どもを育成する教育の推進

1 次代の親の育成

【現況と課題】

「次世代育成は次代の親づくりである」との認識のもと、これから親となる世代を中心に、子どもを思いやり、愛する気持ち、命の大切さ、また親になることの責任や子育ての意義を実感できるようにすることが重要です。

また、子育てに限らず、固定的な男女の役割分担意識を改革し、男女共同参画型社会の実現を目指した取組みが必要です。

こうした観点から、乳幼児と触れ合う体験の場を設けるとともに、教育現場等における学習の機会を充実させていくことが必要です。

【施策の方向】

①男女共同参画事業・職場体験学習

・こども園等において、中・高校生が乳幼児と交流する機会を提供します。

②人権学習

・学校教育の中で、子育ての意義、男女平等に関する学習を進めていきます。

2 学校の教育環境等の整備

【現況と課題】

少子高齢化、グローバル化の進行や AI(人工知能)の発展等社会の大きな変化の中で、これからの教育には子どもたちの学ぶ意欲を高め、知識・技能を習得させることに加えて、様々な変化に積極的に向き合い他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極めて再構成し新しい考えや価値を生み出していけるようにすることが求められます。

いじめや不登校、子どもの心の問題など様々な課題に対応するために、教育現場において子どもの思いや願いを把握しやすい環境を整えることが必要です。そのために、少人数学級などにより個の実態に応じたきめ細かな指導や地域の教育力を活用した教材の開発、体験活動の設定など、子どもたちがのびのびと学べる環境づくりが重要です。

令和3年度より、学校と地域住民・保護者等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」の推進のため、小学校にコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を導入しており、地域の方と一緒に子どもを育てていく機運を高めていきます。

【施策の方向】

①保幼小連携事業

・小学校に入学したばかりの1年生が、集団行動がとれない、授業中座ってられないなど学校生活になじめない状態が続く、いわゆる「小1プロブレム」の解消に向けて、保幼小連携を進めながら教育内容等の充実を図り、子どもたちの発達や学びの連促成を踏まえた教育を推進します。

②少人数学級

・子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、少人数学級や特別支援体制等の教育環境の整備を図ります。

③コミュニティスクール

・学校運営協議会を中心に学校運営や必要な支援に関する保護者や地域住民等の意見を反映し、地域とともにある学校づくりを推進します。

④スクールカウンセラー巡回訪問

・専門的な知識や経験を有する人材による助言や指導を積極的に受け入れ、配慮の必要な子どもの早期発見、適切な職員体制の整備、家庭との連携・指導に努めます。また、いじめや不登校、非行などの問題行動の早期発見、未然防止を図ります。

⑤スクールソーシャルワーカーによる環境整備

・社会福祉に関する専門的な価値、知識や技術を有する人材が、課題を抱えた子どもの最善の利益を保障するため、子どもが置かれた環境への働きかけや関係機関とのネットワークの構築などを行い、多様な支援方法を用いて問題解決への対応を図ります。

3 家庭や地域の教育力の向上

【現況と課題】

核家族化や都市化の進展とともに、世代間、地域内での人間関係が希薄化し、家庭や地域における教育力の低下が問題となっています。

基本的倫理観、他人に対する思いやり、社会的なマナー、自制心や自立心などを育成するうえで家庭における教育がなにより重要です。共働き家庭が増えているなかで、子どもに関わる時間が少なくなっているのが現状であり、家庭の教育力向上を支援するため、学習機会や情報提供を進めていく必要があります。

また、地域における人と人とのつながりが弱まるなか、子どもたちが家族以外との豊かな人間関係を築く機会が少なくなっています。様々な技能や知識、経験等を持つ地域の人材を活用しながら、地域コミュニティにおける異世代間の交流活動等の推進が必要です。

【施策の方向】

①家庭教育の充実

・育児に関する研修会や講演会などを通じて、家庭の教育力向上を図ります。

②世代間交流活動

・自治会等における異世代の交流など地域の教育力を高める活動を支援していきます。
・伝統行事、農業体験、草取り、読み語りなどを通して積極的に交流を図り、地域社会全体が子どもを見守る存在である意識づくりを推進します。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【現況と課題】

一般書店やコンビニエンスストア等で、性や暴力等に関する過激な情報を内容とする雑誌、ビデオ、PCソフト等が販売されていることに加え、テレビ、インターネット等のメディア上の性、暴力等の有害情報については、子どもに対しての悪影響が懸念されています。

関係機関・団体やPTA、ボランティア等の地域住民と連携・協力をして、関係業界に対する自主的措置を働きかけるなど、有害環境排除への取組みを進める必要があります。

【施策の方向】

①青少年育成村民会議・青色回転灯地域安全パトロール

・雑誌やビデオ等、性や暴力等の有害情報に対して、地域住民、関係機関とも連携・協力し、村内の有害環境の調査・浄化活動を推進します。

②薬物乱用防止教育

・薬物の摂取による被害の発生を未然に防止し、子どもの安全及び平穏の確保を図り、安心して暮らすことができる地域社会を維持するため、教育や啓発情報提供に努めます。

③メディア教育

・スマートフォンの普及に伴う、SNS やネット犯罪、個人情報漏洩等の諸問題が多発しています。青少年やその保護者に対して正しい利用環境についての広報・周知・マナー向上のための啓発活動を行います。

目標4 仕事と家庭との両立(ワーク・ライフ・バランス)の推進

1 保育サービスの充実

【現況と課題】

保育サービスの中心的役割を担う保育施設は、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有しています。

本村には、公立の認定こども園が1カ所、小規模保育所が2カ所あります。3歳未満児は、ほぼ横ばいで推移してきており、現在は各施設の定員内で収まっています。一方で、以上児は、転入者等の増加により、入園希望が増加してきており、令和6年度にはひえづこども園に保育室2室を増築し、入園を希望するすべての園児を受け入れる体制を整え、体力づくりや英語活動、科学教室など様々な分野の幼児教育を取り入れるとともに、将来的な就学に向けたきめ細かな保育を行い、今以上に保育サービスをより充実させていく必要があります。

更に、民間施設も含めた保育士の適正配置や資質の向上、多様な保育サービスに対応できる体制づくり等の充実を図り、子どもの最善の利益が尊重される中で、保護者にとっても安心して働きやすい環境を整えていく事も重要になってきます。

【施策の方向】

①職員体制整備・保育の質の向上のための研修事業

・保育士不足の中で、保育士の適正配置に向けた人材の確保、職員の資質の向上を図るための園内外で開催される研修に積極的に参加し、研鑽を深めます。

②延長保育事業

・保護者の就労形態や世帯の状況に応じて、必要な保育が提供できるよう延長保育を実施します。

③障がい児保育

・心身に障がいのあるお子さんに対し、専門機関と連携しながら、専任保育士による必要な保育を実施し、障がい児の心身の成長発達を促すとともに、社会生活に必要な基礎的能力を養い、障がい児の福祉の増進を図ります。

④園庭開放

・こども園の開園時間中には園庭を開放し、安全な遊び場を提供し、入園児童との交流を図ります。

⑤一時預かり事業

・ミライトひえづの開館に合わせて、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を子育て支援センターで一時的に預かる事業の実施を開始し、子育てを支援します。

⑥広域入所

・里帰り出産や転出入時の村外の保育施設への入所や教育施設の利用については、他自治体との連携を密にして可能な限り対応します。

⑦地域活動事業(入園前交流)

・育児学級、行事への未入園児童の参加等を積極的に行い、開かれたこども園を目指すとともに、園児同士や保育士、保護者同士の交流を深めます。

⑧民間事業者の参入を促進するための事業

・民間事業者(小規模保育事業者等)の参入促進に関する情報を収集し、適正な保育サービスが提供できる環境整備に努めます。

⑨こども誰でも通園事業(乳児等通園支援事業)

・令和8年度からの本格実施に向け、保育士の配置などの保育環境の整備等を行い、実施に向けた検討を行います。

⑩乳幼児健康支援デイサービス(病児・病後児保育事業) ※再掲

2 仕事と家庭の両立支援

【現況と課題】

すべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識など、仕事と家庭生活の両立を阻害する諸要因を解消していくことが必要です。

また、保育サービスや放課後児童健全育成事業の充実のほか、仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度の広報・啓発、情報提供等について、国・県・関係団体と連携を図りながら、積極的に推進していくことが必要です。

【施策の方向】

①妊娠・出産包括支援事業

・地域子育て支援パンフレットや子育て支援ファイルを配布し、その時期に必要な手続きやサポート体制等の相談・支援を行うとともに、子育てをしながら仕事をする親が活用できる制度や手当の啓発・周知を図ります。

②男女共同参画事業 ※再掲

③放課後児童健全育成事業 ※再掲

④ファミリー・サポート・センター事業 ※再掲

⑤こども誰でも通園事業 ※再掲

目標5 安全・安心できる環境づくり

1 子育てに配慮した施設等の整備

【現況と課題】

公共施設において、バリアフリー化は進んでいるものの、授乳やおむつ交換をする場所がないなど、子育てしやすい環境という面ではまだまだ不十分であり、今後は子育てに配慮した整備を進めていく必要があります。

【施策の方向】

①通学路の安全点検及び安全意識の向上

・安全で安心な歩行空間として、主要な路線や通学路等の歩道の整備等、危険個所の解消に努めます。また、交通安全教室等を開催し、交通安全意識の高揚を図ります。

②公共施設のバリアフリー化

・公共施設への授乳スペースやおむつ交換場所の設置を推進します。

2 安全な遊び場の確保

【現況と課題】

子どもの健全な成長にとって、「遊び」は重要な要素です。本来、子どもの遊び場は地域に広がっていて、そこでは、異年代間の人々との交流・体験も行われていました。しかし、最近の子どもは屋外で仲間と一緒に遊ぶことや地域社会と関わる機会が少なくなってきており、本村においても、普段、家の中で一人で過ごす子どもが多くなっています。子どもたちが、安心して遊べる場所や交流・体験ができる場を確保することが重要です。

海浜エリア活性化に伴う整備計画において、以前より要望の高い遊具のある公園の整備を検討し、財源には国が創設することも・子育て支援事業債の活用を検討します。

【施策の方向】

①公共施設の安全点検と開放

- ・子どもたちが安心して遊べる場所として公共施設の開放を進めます。また、定期的な施設点検と修繕に努め、快適に過ごせる環境を整備します。
- ・自治会公民館等にある遊び場への支援に努めます。
- ・こども・子育て支援事業債を活用した、遊具のある全天候型の公園の整備に努めます。

3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現況と課題】

今や車は、私たちの生活になくてはならない存在となっていますが、一方で悲惨な交通事故が後を断ちません。

村内の開発が進み、活性化が進行する一方、交通量の増加による事故防止など交通環境整備は一層求められています。小学校・こども園周辺をゾーン30(※5)に指定するなど、一定の安全対策は進めているものの、今後更なる整備が必要になります。

子どもを交通事故から守るため、警察、こども園、児童館、学校、交通安全協会等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

【施策の方向】

①交通安全運動

・チャイルドシートの着用の徹底を図ります。

②交通安全教室

・教育現場等における安全教育や体験・実践型の交通安全教室の開催などを通じ、交通安全意識の高揚を図ります。

③通学路の安全点検 ※再掲

4 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

【現況と課題】

全国的な犯罪の凶悪化等を背景に、犯罪に対する安全性の確保、安全で平穏な地域社会の形成が最重要視されています。特に、幼児等を対象とする誘拐事件や下校途中の児童等への声かけ事案が後を絶たない状況にあることから、その対策が急務となっています。

学校やこども園などの各施設において、子どもの安全を守る対策(緊急通報システム・防犯ブザー、不審者対応訓練など)を図っているところです。また、登下校時など普段目の行き届きにくい部分について、箕蚊屋中学校区ではボランティアによる「青色回転灯地域安全パトロール」が実践され、小学校でもボランティアによる「日吉津村こどもの安全見守り隊」が結成されて、登下校時に地域みんなで子どもの安全を確保する活動が行われています。

地域のコミュニケーションが活性化し、お互いに温かい声かけができたり、顔見知りの関係が生まれることが、子どもの安全や防犯への大きな一歩といわれています。登下校時間にはバラつきがあり、安全確保の難しさがある中、地域の方々の協力による通学路の見守りなど、学校、家庭、地域との連携による子どもの安全確保対策を一層充実させていく必要があります。

(※5) ゾーン 30 とは生活道路における交通量の多い危険区域を速度 30 キロに制限する交通安全対策。

①日吉津村こどもの安全見守り隊・防犯教室

- ・「子どもかけこみ110番」など地域で子どもを見守る運動を推進します。
- ・事件、事故発生時の迅速な情報の共有化やネットワーク化を図ります。

②米子地区防犯協議会・青色回転灯地域安全パトロール ※再掲

目標6 要保護児童等への迅速かつ適切な対応

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現況と課題】

ひとり親家庭の児童の育成を図るためには、母子及び父子並びに寡婦福祉法等の規定を踏まえ、きめ細かな福祉サービスの展開と自立・就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について、地域のひとり親家庭等の現状を把握しつつ、総合的な対策を適切に実施していくことが必要です。令和8年度に設置するこども家庭センターにおいて、子育て世帯訪問支援事業や、親子関係形成支援事業等、包括的な支援が行えるような体制を検討します。

【施策の方向】

①こども家庭センター(日吉津村福祉事務所・民生児童委員)

・こども家庭センターの設置に向け、福祉事務所、民生児童委員を中心にひとり親家庭が相談しやすい体制の充実化を図ります。

②ファミリー・サポート・センター事業 ※再掲

2 障がい児施策の充実

【現況と課題】

子どもの健全な発育を促進するとともに、親が安心して子育てに取り組むことができるよう、子どもの発育の状態を適確に把握し、発達の遅れなどの心配があるときには、迅速に対応していくことが欠かせません。

障がいのある児童の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・福祉・保健・教育の分野が連携し、健康診査や障がい児保育・教育など一体的なサービスの提供に努めていきます。

障がい児(者)の福祉サービスは、支援の必要度合いに応じてサービスの提供が行われていますが、まだ十分とは言えず、障がい児(者)にとって、社会参加を進めるための施策や地域社会の支援が求められています。

また、子育てを担う家族の支援として、身近な立場で相談相手や地域機関との連携役になるペアレントメンター(※6)の活動の啓発に努めます。

【施策の方向】

①3・5歳児健診・健全発達支援(発達障がい支援)・こども園巡回相談

・障がいや発達の遅れの早期発見に努めるとともに、こども園や児童館など関係機関の連携を強化して、一体的な支援を行います。

②障がい福祉サービス

・自立支援給付(介護給付、訓練給付、補装具の交付等)や地域生活支援事業(相談支援、移動支援、日常生活用具の給付又は貸与等)など、障がい児の福祉増進を図るため、障がい児の支援事業を推進します。

③障がい児に対する教育の推進

・障がいのある子とない子や地域の人々が活動を共にしていくことは社会性や豊かな人間性を育む上で有意義であるとともに、周囲の大人が障がい(児)に対する正しい理解と認識を深めることが重要です。障がい(児)に対する教育を重要な学習課題の一つと位置付け、障がい(児)に対する教育の推進を図ります。

(※6) ペアレントメンターとは、発達障がいのある子どもを育てる先輩の親で、親の相談役となる人のことです。同じような悩みや経験、知識や地域の情報を生かして相談相手や地域機関との連携役になる支援者です。

3 要保護児童対策地域協議会の運用

【現況と課題】

社会の急激な変化とともに、虐待を受けている子どもをはじめ、不登校・引きこもり児など保護を要する児童が増加し、その態様も多岐にわたっています。

こうした中、本村では、平成 19 年に要保護児童対策地域協議会を設置し、子どもの心や命、人権に関わる問題の早期発見と保護を要する子どもへの適切な対応、保護者も含めた支援に取り組んできたところです。

こども家庭センター内において、子育て分野等の情報共有やネットワーク機能の強化に努め、より密接な連携のもとで対応していきます。

【施策の方向】

①要保護児童対策地域協議会

- ・要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能を強化するとともに、関係機関との連携強化を図り、児童虐待の早期発見、防止と要保護児童の適切な処遇に努めます。
- ・休日、夜間等緊急を要する事例にも即時対応できる体制強化を図ります。

②民生児童委員 ※再掲

③子育て世帯訪問支援事業

- ・家事、子育て等に不安、負担を抱えた子育て家庭に対し、家庭や養育環境を整え、虐待等の高まりを未然に防ぎます。近隣の状況も参考にしながら実施に向けて検討します。

④親子関係形成支援事業

- ・児童との関わり方や子育てに悩む保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ペアレントトレーニングを通じて同じ境遇の方同士の情報交換等ができる場を、単村でなく西部圏域で共同実施するよう検討します。

⑤児童育成支援拠点事業

- ・家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所づくり、児童とその家庭が抱える諸課題に対し、様々な支援等を通じ、児童の状況に応じた支援を包括的に提供し、虐待防止、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を行う拠点づくりに向け、検討を進めます。

4 子どもの貧困対策の推進

【現状と課題】

こどもの貧困は経済的な困窮だけでなく、学習面、生活面、心理面など、こどもの将来に様々な影響を及ぼします。これらの解決には、家庭のみならず、社会全体で取り組むことが重要です。本村においても、国の掲げるこども大綱を踏まえ、教育、生活、就労、経済など、あらゆる観点からこどもの貧困対策の充実を図ります。

【施策の方向】

①相談支援体制と貧困への理解の促進

- ・課題を抱える子どもや、家庭を早期に発見し、適切な対応や支援につなげられる体制を構築します。
- ・生活に困窮している子育て家庭の困りごとについて、関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。

②子育て家庭への経済的支援

- ・子どもの健やかな成長のため、高校修了時までの子どもの養育者に児童手当を支給します。

③子どもに対する学習支援

- ・貧困の世代間の連鎖を断ち切り、積極的な人材育成を行うため、ボランティアなどによる学習支援を行います。公共施設で実施することにより、子どもの居場所確保にもつなげます。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

日吉津村における教育・保育区域の設定を掲げます。この「教育・保育提供区域」とは、「子ども・子育て支援法第61条第2項第1号」において、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の状況を総合的に勘案して定める区域」とされており、ここに掲げた区域が利用の「量の見込み」やニーズに対する提供方策・提供量の算出の基本となります。

日吉津村では、村全体を1つの区域と設定しますが、幼児期の学校教育施設については、村内に対象施設がないため近隣市町との広域利用調整が必要となります。

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援給付対象施設を利用するためには、子ども・子育て支援法等の規定に基づき、村から「支給認定」を受ける必要があります。その認定区分については、以下のとおりです。また、新1号～新3号については、令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化における新制度に伴い追加され、認定の区分に新たに「子育てのための施設利用給付」の枠が設定されました。

認定	対象年齢	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳～5歳児	幼児期の学校教育のみ	新制度幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳児～5歳児	保育の必要性あり	保育所 認定こども園
3号認定	0歳児	保育の必要性あり	保育所 認定こども園 地域型保育事業
	1～2歳児	保育の必要性あり	
新1号認定	満3歳～5歳児	幼児期の学校教育のみ	確認を受けない幼稚園
新2号認定	3歳児～5歳児	保育の必要性あり	確認を受けない幼稚園 認定こども園 新制度幼稚園等の預かり保育 認可外保育施設等
新3号認定	0～3歳	保育の必要性あり	確認を受けない幼稚園 認定こども園 認可外保育施設等

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」は、現在の幼稚園、保育所などの利用状況と、ニーズ調査で把握した「今後の利用希望」を踏まえて認定区分ごとに設定をしています。

これまで村では、増大する保育の需要に対応するために、平成27年4月から、地域型保育事業にあたる民間の小規模保育所(A型)2施設を認可し、0～2歳児の保育定員を拡大しました。

また、共に日吉津の子どもを育むという観点から、ひえづこども園を小規模保育所の連携施設と位置付け、合同の職員研修の開催や保育交流に積極的に取り組み、良好で適切な保育が提供されるよう、推進体制を確保しています。しかし、毎年、年度途中においての3歳未満児の待機児童の発生が懸念されています。これは、小規模保育園からの3歳以上児の保育所

入所率が非常に高くなることで、その受け皿となる日吉津保育所での0～2歳児の受入れ枠を調整しているためです。

これらの諸課題に対応するため、令和4年9月にはこども園、児童館、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、民俗資料館の機能を集約した複合型子育て拠点施設「ミライトひえづ」を開館し、令和5年4月1日より保育所型認定子ども園へ移行し、保育にかける事由がなくても入園できるよう1号認定の受け入れを開始し、日吉津村内で入園を希望する方すべてを受け入れる体制を整えました。その後、国道431号沿線の開発も進み、転入者の増加から以上児の受け入れが困難になる状況を考慮し、令和6年度には保育室2室を増築し、以上児の受け入れ体制を整備するとともに、少人数による就学に向けたきめ細かな保育を実施しています。

村では今後の人口動態を十分に注視しながら、小規模保育所の定員増への協議や地域型保育事業への新規参入企業の調査・開拓を引続き行い、必要な量の確保に努めます。

※地域型保育事業・・・小規模保育事業（利用定員6人～19人）、家庭的保育事業（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

【1号認定】満3歳～5歳児 幼児期の学校教育のみ

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		16	10	10	10	10
②確保内容	ひえづこども園	10	10	10	10	10
	新制度幼稚園・認定こども園【広域利用】	16(6)	10(4)	10(4)	10(4)	10(4)
②-①		10	10	10	10	10

※新制度幼稚園・認定こども園を利用している方で保育の必要性がある場合には、1号認定と同時に新2号にも含まれる。()の数

【2号認定】3歳児～5歳児保育の必要性

(単位:人)

		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外	学校教育希望	左記以外
①量の見込み		20	105	20	105	20	105	20	105	20	105
		125		125		125		125		125	
②確保内容	ひえづこども園	120		120		120		120		120	
	認定こども園【広域利用】※企業主導型は除く	15		15		15		15		15	
②-①		10		10		10		10		10	

【3号認定】0歳児 保育の必要性あり

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		10	10	10	10	10
②確保内容	ひえづこども園	8	8	8	8	8
	地域型保育事業	6	6	6	6	6
	広域利用 ※企業主導型は除く	1	1	1	1	1
②-①		5	5	5	5	5

【3号認定】1～2歳児 保育の必要性あり

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		40	42	42	42	42
②確保内容	ひえづこども園	34	34	34	34	34
	地域型保育事業	24	24	24	24	24
	広域利用 ※企業主導型は除く	1	1	1	1	1
②-①		19	17	17	17	17

【新1号認定】満3歳～5歳児

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保内容	確認を受けない 幼稚園 【広域利用】	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

【新2号認定】3歳児～5歳児(例:幼児教育+預かり保育無償)

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		7	7	7	7	7
②確保内容	a,確認を受けない 幼稚園【広域利用】	0	0	0	0	0
	b,新制度幼稚園 認定こども園 +預かり 【広域利用】 保育 (1号)	7	7	7	7	7
②-①		0	0	0	0	0

【新3号認定】0～3歳(満3歳になった日から最初の3月31日までの園児の住民税非課税世帯)

(0歳児クラスから2歳児クラスの園児の住民税非課税世帯)

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		0	0	0	0	0
②確保内容	確認を受けない 幼稚園等 【広域利用】	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0

【企業主導型保育園】0～5歳児

(単位:人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		9	6	6	6	6
②確保内容	3～5歳	4	3	3	3	3
	0～2歳	5	3	3	3	3
②-①		0	0	0	0	0

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。なお、量の見込みは、該当する事業の現在の利用状況に、ニーズ調査で把握した「今後の利用希望」を踏まえて設定をします。

○利用者支援事業

日吉津村は母子保健型として、子どもとその保護者の身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業の援助内容や利用方法、幼稚園やこども園入園の問合せ等の窓口対応を行います。子育て世帯の不安や困難さに耳を傾け、その家庭にあったサービスへと繋がります。

子育てサークルや子育て支援センター、乳幼児健診会場、育児学級・離乳食講習会、助産師相談会、親子でふれあいリトミック等に足を運んで、相談を受けたり、情報提供をしたりしています。また、必要と思われる場合にはこども園にも訪問し、利用者が教育・保育・保健を円滑に利用できるよう、様々な機関と連携を取りながら調整を図り、それに伴った職員の研修についても支援を行っています。令和8年度のこども家庭センター設置後は、こども家庭センター型として事業を実施します。

(単位:人)

利用者支援事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	基本型施設数	1	0	0	0	0
②確保内容	基本型施設数	1	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
①量の見込み	特定型施設数	0	0	0	0	0
②確保内容	特定型施設数	0	0	0	0	0
②-①		0	0	0	0	0
①量の見込み	こども家庭センター型施設数	0	1	1	1	1
②確保内容	こども家庭センター型施設数	0	1	1	1	1
②-①		0	0	0	0	0

○延長保育事業

保育認定を受けた子どもは、認定された利用時間(保育標準時間認定＝11時間、保育短時間認定＝8時間)以外の時間帯が延長保育事業の該当時間になります。

(単位:人)

延長保育事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	100	100	100	100	100
	施設	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	100	100	100	100	100
	施設	3	3	3	3	3
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0

○実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、教育・保育施設等に支払うべき教育・保育に必要な物品の購入費用や行事への参加費について助成します。

(単位:人)

実費徴収に係る補足給付を行う事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2
	施設					
②確保内容	人数	2	2	2	2	2
	施設					
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設					

○放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図ります。

(単位:人)

放課後児童健全育成事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	45	45	45	45	45
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	45	45	45	45	45
	施設	1	1	1	1	1
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0

※「夏休みひえづっ子クラブ」の利用人数は含んでいません。

○子育て支援短期入所事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

(単位:人)

子育て短期入所支援事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	1	1	1	1	1
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	1	1	1	1	1
	施設	2	2	2	2	2
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設	1	1	1	1	1

○乳幼児全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

(単位:人)

乳幼児全戸訪問事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	40	40	40	40	40
②確保内容	人数	50	50	50	50	50
②-①	人数	10	10	10	10	10

○養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他の要保護児童等の支援に資する事業)

産後うつ傾向のみられる母親の家庭訪問や、児童虐待、DV等養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・助言・指導を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。また、発達に心配のある子どもやその保護者を支援するため、保育施設や専門機関と連携して個別の相談・療育を行います。

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関職員の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実施します。

(単位:人)

養育支援訪問事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2
②確保内容	人数	2	2	2	2	2
②-①	人数	0	0	0	0	0

○子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に事業の実施を検討します。

(単位:人)

子育て世帯訪問支援事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	—	2	2	2	2
②確保内容	人数	—	2	2	2	2
②-①	人数	—	0	0	0	0

○児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場所を開設し、抱える多様な課題に応じ支援等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等により、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的に、事業の実施を検討します。

(単位:人、箇所)

児童育成支援拠点事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2
	施設数	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	2	2	2	2	2
	施設数	1	1	1	1	1
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

○親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及び児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、同じ悩みを持つ者同士の情報の共有ができる場を設ける等の支援を行うことにより親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的に、西部圏域市町村で共同実施に向けて検討を進めます。

(単位:人、箇所)

親子関係形成支援事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	2	2	2	2	2
	施設数	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	2	2	2	2	2
	施設数	1	1	1	1	1
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設数	0	0	0	0	0

○地域子ども・子育て支援拠点事業

日吉津村子育て支援センター「ちゅーりっぷ」において、これまでも地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、子育て家庭を地域で支える取組みを図ってきました。今後も父親の参加促進のための事業や、利用対象者の拡大の検討等、地域に身近な立場から情報の集約・提供を行っていきます。

(単位:組、箇所)

地域子育て支援拠点事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	組数	1,250	1,250	1,250	1,250	1,250
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	組数	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	施設	1	1	1	1	1
②-①	組数	150	150	150	150	150
	施設	0	0	0	0	0

○妊婦健康診査

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導等や、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を受診できるようその費用を負担します。

※日吉津村内には、産婦人科を掲げる医療機関がないため、村外の任意の施設を利用いただくこととなります。転入者等を考慮して年間の助成人数を挙げています。

(単位:人)

妊婦健康診査		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	50	50	50	50	50
	人数	50	50	50	50	50
②-①	人数	0	0	0	0	0

○産後ケア事業

産後、ご家族等の支援を得ることができないお母さんと赤ちゃんに対して、施設においてデイケア(日帰り)やショートステイ(宿泊)で母子のケア、育児相談、授乳指導等を行います。

※妊婦健診同様に、村外の産婦人科医院において事業を委託しています。

(単位:人)

産後ケア事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	20	20	20	20	20
	人数	20	20	20	20	20
②-①	人数	20	20	20	20	20

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に預かりや保護を行う事業です。本事業は、令和4年9月のミライトひえづ開館以降、子育て支援センター内で実施しています。

(単位:人、箇所)

一時預かり事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	120	120	120	120	120
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	120	120	120	120	120
	施設	1	1	1	1	1
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0

○病児・病後児保育事業

病児・病後児期にあつて保育所等へ行くことができず、かつ保護者の就労等により家庭で保育を行えない場合に、専用スペース等において、乳幼児及び児童を一時的に預かる事業です。本村では、米子市内の病児病後児保育施設と委託契約を結び、事業を実施しています。

(単位:人、箇所)

病児・病後児保育事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	100	100	100	100	100
	施設	3	3	3	3	3
②確保内容	人数	100	100	100	100	100
	施設	3	3	3	3	3
②-①	人数	0	0	0	0	0
	施設	0	0	0	0	0

○ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者と、児童の預かり等の援助の受入れを希望する方とそれぞれが会員登録をして相互援助活動を行う、仲立ちや調整を行います。

(単位:人、箇所)

ファミリー・サポート・センター事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	70	70	70	70	70
	施設	1	1	1	1	1
②確保内容	人数	100	100	100	100	100
	施設	1	1	1	1	1
②-①	人数	30	30	30	30	30
	施設	0	0	0	0	0

○多様な主体が教育・保育分野に参入することを促進するための事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入に関して、多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置や運営を促進します。

平成27年に小規模保育施設を2施設認可・開所していますが、今後も保育の「量の見込み」やニーズを的確に把握し整備していきます。継続して安心・安全な保育が提供できるよう、事業者の知識・経験・適切に事業を展開することができるか等の調査・分析を行います。

○こども誰でも通園事業

令和8年度から、親が就労していなくても、時間単位等でこどもを預けることができる制度としてこども誰でも通園事業を始めます。保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験や、同世代の子どもなど家族以外と関わる機会を得ることができ、また保護者の負担軽減や孤立感の解消にもつながることが期待されています。

本村では、一時預かり事業を実施していますが、これらの事業との目的の違いを明確にし、利用しやすい制度設計・実施に向けて取り組めます。

(単位:人、箇所)

こども誰でも通園事業		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	人数	—	3	3	3	3
	施設	—	1	1	1	1
②確保内容	人数	—	6	6	6	6
	施設	—	1	1	1	1
②-①	人数	—	3	3	3	3
	施設	—	0	0	0	0

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

幼児期の環境が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを認識し、質の高い学校教育・保育を提供するための人材確保に努めます。

幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であり、「心情・意欲・態度」を育てることが、生きる力をはぐくむことにつながります。その育ちを基盤に小学校では誰もがのびのびと自分の可能性を信じて育ててほしいという願いがあります。

子どもたちが今までの経験を生かして自己を発揮し、期待をもって小学校生活を作り出し、教職員、保育士、保護者の方がそれぞれの育ちの見通しを共有するため、令和5年3月に「ひえづスタート・アプローチカリキュラム」を作成しました。5年生と年長児の交流や、小学校の体験入学を実施し、こども園から小学校へのスムーズな接続ができるような取組みを実施しています。

5 子どもに関する専門的な知識・技術を要する支援に関する施策との連携

次世代を担う子どもが心身ともに健やかに生まれ育つために、妊娠・出産・乳幼児から学齢児、思春期までの一貫した体系のもとに、子どもの成長と発達を総合的に支援します。そのためには、専門職員の配置や関連機関との連携強化、知識・技術の向上のための研修への積極的な参加が重要となります。ひえづこども園においては、正規職員だけでなく非正規職員向けの園内研修を実施したり、小規模保育園においても職員研修の充実を図る事で、地域全体での保育の質の向上を目指しています。

(1) 女性の社会進出、核家族化の進行に伴う男性の育児参加

社会環境や経済状況の変化により、結婚後も仕事を続けるまたは、続けたいと望む女性は年々増加しています。同時に、核家族化も進んでいるため、仕事と家庭生活の両立の負担は非常に大きいものと感じられ、父親の育児参加が重要視され、育児休暇を取得するなど、父親の働き方も変わってきています。父親の育児参加の促進と同時に、今後は男性への負担が増えていくと予想できるため、男性への支援も考えていく必要があります。

現在、「妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない」包括的支援体制を構築することで本村で安心して出産し、子育てができる体制を整えています。妊娠届出時には母子手帳の交付だけでなく、保健師による面談を行うことで支援が開始します。妊婦の家庭環境・妊娠の背景を把握することで、産後必要となる支援の把握や、産後うつ傾向への早期発見・対応が可能となっています。

出産直後の母親に対する心身両面のサポートとして、保健師が訪問を行い、必要に応じて関係機関との連絡調整を図り、適切なサービスへと繋げます。

(2)児童虐待防止対策の充実

本村では、福祉事務所が中心となって、主任児童委員、こども園、小学校ほか関係機関で構成する「児童虐待防止ネットワーク」を設置し、研修や互いの情報交換などを行いながら、虐待の早期発見・防止に努めると共に、緊急事例に素早く対応できる体制を整えています。

また、虐待を受けている子どもをはじめ、不登校・引きこもりなど保護を要する子どもたちに関する情報や考え方を共有し、支援内容を協議する場として、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な連携の下、組織的に対応しています。

(3)ひとり親家庭等への自立支援の推進

離婚等による、ひとり親家庭は増加傾向にあり、子どもの養育や家事など様々な役割を単独で担っていることは、経済的にも精神的にも負担が大きく、社会的にも不安定な状況に置かれています。

国は、令和5年12月に「こども未来戦略」を定め、こども・子育て政策の考え方を示しました。ひとり親家庭支援関係においては、児童扶養手当の拡充や資格取得を目指すひとり親家庭に対する給付金の対象拡大と給付割合の拡充、こども食堂や学び体験の場を増やすなど、こどもの生活支援の強化を打ち出しています。市町村においても、国の施策に準じて必要な施策を講ずるよう努めなければなりません。少数ではありますが、今回のニーズ調査では、大きな不安を抱え、社会資源をご存知ない方もありましたので情報の発信と周知に努めていきます。

(4)障がい児等特別な支援が必要な子どもの施策の推進

包括支援体制の中、乳幼児健診の未受診を防ぎ、子どもの発育状態を的確に把握し、疾病の早期発見や治療の推進に努めます。

障がいのある子どもが安心して生活できる地域となるよう、医療・福祉・保健・教育の分野が連携して、サービスの提供を行います。

また、「軽度発達障害」など、発達上特に配慮を要する子どもたちについても、それぞれの特性に応じた相談・支援に早期に取り組めるよう専門機関との連携を強化します。

(5)子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困対策については、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」により、対策の一層の推進を図るべく、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、保護者の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記されるとともに、市町村においても子どもの貧困対策の推進が努力義務とされました。

本村においても、子どもの貧困対策推進法や生活困窮者自立支援法の施行を踏まえ、これまでの経済的支援を継続するとともに、奨学金制度や食事・栄養の確保、就労支援などにおいて、伴走型の継続支援を行います。

(6)子どもの健全な発達のための良質な環境整備

子育て世帯が安全でゆとりある環境の中で生活できるよう取組みを推進するとともに、公共施設のバリアフリー化、授乳室、おむつ替えシートの設置など、子育て世帯の利便性に配慮した施設を整備します。また、以前より要望の高い遊具のある公園の整備について、海浜エリア活性化構想に合わせて検討を進めます。

小学校通学路の危険個所の情報収集・点検・整備を行うとともに、交通安全教育を進め、子どもの交通事故被害を未然に防ぎます。また、道路に街灯を付ける等、通学路が暗くなった際にも安全に通学できるよう、整備していきます。

村内及び周辺には、大型ショッピングモールや24時間営業の飲食店、コンビニエンスストア等の商業施設が多くあるため、子どもたちが犯罪に巻き込まれる危険性は高く、地域の子どもを地域全体で見守るためのネットワークの強化が必要です。

また、国道431号沿線の開発により各業種の出店が相次ぐなど、治安や交通安全に対する懸念も出てきています。関係機関との連携を図りながら、各諸問題への対応を講じなければなりません。

各自治会等で行われる異世代間交流や、ボランティア活動の推進、近年活動が盛んになっている中学生サークル等、世代間を超えた取組みの推進により子どもたちに健全な遊びの場を提供し、今後これらの活動が持続的なものとなるよう人材発掘・育成、相互の連携強化を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

1 庁内の推進体制

本計画の策定にあたって、「日吉津村子ども・子育て会議」を設置し、母子保健、こども園、教育委員会等、多岐の分野にわたって連携をしています。

2 住民参画による計画の推進

地域全体で子育て支援をするためには、村民、関係団体、事業所の理解と協力なくしては実現できません。

本村では、「日吉津村子ども・子育て会議」の構成委員として、保護者や子育て支援従事者、学識経験者、村民等の枠を設けています。様々な立場の方から広く意見をいただき、情報共有をしながら計画を推進していきます。

3 計画の進行管理

効果的な計画の推進に向けて、毎年度計画の個々の施策の進捗状況を把握し、実施状況の点検や効果についての評価を行うPDCAサイクルを実施し、施策評価を行います。評価は、行政が内部評価したものを「日吉津村子ども・子育て会議」で評価し、再度行政で検討し、最終的に次年度事業に反映させていきます。

見込み量と実利用者数の差異について乖離が認められる場合には、対策の検討及び4年目以降の計画について見直しを行います。

計画 Plan	目標を設定し、それを実現するための施策を策定
実行 Do	施策を実施し、その成果を測定
評価 Check	測定結果を評価し、結果目標と比較するなど分析を実施
改善 Action	施策の継続的改善・向上に必要な措置の実施